

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	企画情報課
個 票 I D	企画 2 0 0 1

< 処分の概要 >

許認可等の名称	公文書の開示請求に対する決定等
処 分 権 者	実施機関
根 拠 規 定	川越町情報公開条例第 7 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町情報公開条例第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 10 条、第 11 条 川越町情報公開条例施行規則第 2 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町情報公開条例 (公文書の開示を請求できるもの)</p> <p>第 5 条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対して、公文書の開示を請求することができる。 (公文書の開示の請求方法)</p> <p>第 6 条 前条の規定により公文書の開示を請求しようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面（以下「請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名） (2) 開示を請求しようとする公文書を特定するために必要な事項 (3) その他実施機関の定める事項</p> <p>2 公文書の開示を請求しようとするものは、実施機関が公文書の特定を容易にできるように必要な協力をしなければならない。</p> <p>3 実施機関は、第 1 項に規定する請求書に形式上の不備があると認めるときは、公文書の開示を請求した者（以下「請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。 (公文書の開示の請求に対する決定及び通知)</p> <p>第 7 条 実施機関は、請求書を受理したときは、当該請求書を受理した日から起算して 15 日以内に、請求に係る公文書を開示する旨又は開示しない旨の決定（以下「開示決定等」という。）をしなければならない。ただし、前条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 実施機関は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、当該期間を、当該期間満了の日の翌日から起算して 30 日以内に限り延長することができる。この場合において実施機関は、速やか</p>

に、その延長する期間及び理由を公文書の開示を請求したもの（以下「請求者」という。）に書面により通知しなければならない。

- 3 実施機関は、開示の請求が著しく大量であるため、請求書を受理した日から起算して 45 日以内にその全てについて開示決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前 2 項の規定にかかわらず、請求に係る公文書の相当の部分について、当該期間内に開示決定等をし、残りの部分については、相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第 1 項に規定する期間内に、本項を適用する旨及びその理由並びに残りの公文書について開示決定等をする期限を請求者に書面により通知しなければならない。
- 4 実施機関は、開示決定等をしたときは、速やかに、当該決定の内容を請求者に書面により通知しなければならない。ただし、当該決定の内容が請求に係る公文書の全部を開示する旨のものであり、請求書の提出があった日に公文書を開示するときは、口答により通知することができる。
- 5 実施機関は、前項の規定により請求に係る公文書の全部又は一部の開示をしない旨の決定（第 11 条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る公文書を実施機関が保有していないときを含む。）の通知をするときは、同項の書面に開示しない理由を記載しなければならない。この場合において、当該理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を記載しなければならない。
- 6 実施機関は、開示決定等をする場合において、当該決定に係る公文書に実施機関以外の第三者に関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

（開示をしないことができる公文書）

第 8 条 実施機関は、第 5 条の規定による開示の請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該公文書を開示しないことができる。

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により公にすることができないとされている情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- (3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体及び健康を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報

イ 違法又は著しく不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある影響から町民等の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報

ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、公益上公にすることが必要であると認められるもの

(4) 公にすることにより、犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(5) 町並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に町民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 町又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

(部分開示)

第10条 実施機関は、開示の請求に係る公文書に第8条各号の規定により開示しないことができる情報とそれ以外の情報が併せて記録されている場合において、これらの部分を容易に、かつ、公文書の開示の請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、当該開示しないことができる部分を除いて公文書を開示しなければならない。

(公文書の存否に関する情報)

第11条 開示請求があった場合において、当該開示請求に係る公文書の存否を答えるだけで、第8条各号に規定する情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を示さないで、当該公文書の開示をしないことができる。

○川越町情報公開条例施行規則

(公文書開示請求書の様式及び記載事項)

第2条 条例第6条第1項に規定する請求書は、公文書開示請求書(様式第1号)とする。

参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	1 5 日 以 内
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	企画情報課
個 票 I D	企画 2 0 0 2

< 処分の概要 >

許認可等の名称	個別受信機の貸与の申請
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町防災行政無線個別受信機の貸与に関する規則第 4 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町防災行政無線個別受信機の貸与に関する規則第 3 条、第 4 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町防災行政無線個別受信機の貸与に関する規則 （貸与対象及び数量）</p> <p>第 3 条 個別受信機の貸与対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>（1）川越町に住所を有する世帯の世帯主</p> <p>（2）川越町に所在する事業所</p> <p>（3）国、県、町等が設置した公共施設（以下「公共施設」という。）を所有し、又は管理する者</p> <p>（4）その他町長が必要と認める者</p> <p>2 個別受信機の貸与台数は、1 世帯又は 1 施設につき 1 台とする。ただし、町長が特に必要と認めた場合に限り、その台数を増やすことができる。</p> <p>（申請）</p> <p>第 4 条 個別受信機の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、防災行政無線個別受信機貸与申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）により町長に申請しなければならない。</p> <p>2 前条第 1 項第 2 号による申請者は、代表者の氏名及び住所が明らかになる書類を添付しなければならない。ただし、川越町に住所を有する場合は除く。</p> <p>3 個別受信機本体のアンテナにより防災行政無線の受信ができず、附属品である外部アンテナの貸与も受けようとする申請者は、申請書とは別に、外部アンテナ取付け申込書（様式第 2 号。以下「申込書」という。）により申し込まなければならない。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定

	7日
備考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	企画情報課
個 票 I D	企画 2 0 0 3

< 処分の概要 >

許認可等の名称	設置場所等の変更
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町防災行政無線個別受信機の貸与に関する規則第 9 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町防災行政無線個別受信機の貸与に関する規則第 9 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町防災行政無線個別受信機の貸与に関する規則 （設置場所等の変更） 第 9 条 利用者は、個別受信機の設置場所等を変更しようとするときは、防災行政無線個別受信機設置場所等変更申請書（様式第 3 号。以下「変更申請書」という。）を速やかに町長に申請しなければならない。</p> <p>2 町長は、提出された変更申請書について必要な審査を行わなければならない。</p> <p>3 第 1 項の規定による変更に要する費用のうち利用者の都合により発生したものは、その費用を利用者が負担するものとする。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p>
	7 日
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	企画情報課
個 票 I D	企画 2 0 0 4

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	貸与の取消し
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町防災行政無線個別受信機の貸与に関する規則第 12 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町防災行政無線個別受信機の貸与に関する規則第 12 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町防災行政無線個別受信機の貸与に関する規則 (貸与の取消し)</p> <p>第 12 条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、個別受信機の貸与取消しをすることができるものとする。</p> <p>(1) 第 3 条第 1 項の規定に該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 利用者が防災行政無線の通信を故意に妨害したとき。</p> <p>(3) 利用者が公序良俗に反する行為又はそのおそれがある行為をしたとき。</p> <p>(4) 利用者が個別受信機を故意に改造し、又は破損させたとき。</p> <p>(5) 個別受信機の管理上特に支障があるとき。</p> <p>(6) その他町長が個別受信機の貸与取消しをすることを適当と認めたとき。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	企画情報課
個票ID	企画2005

< 処分の概要 >

許認可等の名称	行為の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町都市公園条例第 18 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町都市公園条例第 18 条 川越町都市公園条例施行規則第 2 条 川越町暴力団排除条例第 9 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町都市公園条例 (行為の制限)</p> <p>第 18 条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。</p> <p>(2) 業として写真又は映画を撮影すること。</p> <p>(3) 興業を行うこと。</p> <p>(4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他町長の指示する事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。</p> <p>3 第 1 項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を町長に提出してその許可を受けなければならない。</p> <p>4 町長は、第 1 項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第 1 項又は前項の許可を与えることができる。</p> <p>5 町長は、第 1 項又は第 3 項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。</p> <p>○川越町都市公園条例施行規則 (行為の許可等の申請)</p> <p>第 2 条 条例第 18 条第 1 項又は第 3 項の規定により、同条第 1 項各号に掲げる行為について許可を受けようとする者は、都市公園内行為（許可事項変更）許可申請書（様式第 1 号）を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の申請を受けた場合には、その内容を審査し許可をするときは、都市公園内行為（許可事項変更）許可書（様式第 2 号）により許可書を交付する</p>

	<p>ものとする。</p> <p>○川越町暴力団排除条例 (公の施設の利用における制限)</p> <p>第9条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設のうち、多人数を収容できる会議場、集会場その他これらに類する施設の利用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	15日
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	企画情報課
個 票 I D	企画 2 0 0 6

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用料の還付
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町都市公園条例第 27 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町都市公園条例第 27 条 川越町都市公園条例施行規則第 6 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町都市公園条例 (使用料の還付) 第 27 条 既納の使用料は還付しない。ただし、町長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>○川越町都市公園条例施行規則 (使用料の還付申請) 第 6 条 条例第 27 条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、都市公園使用料還付申請書（様式第 10 号）を町長に提出しなければならない。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p>
	30 日
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	企画情報課
個 票 I D	企画 2 0 0 7

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用料の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町都市公園条例第 24 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町都市公園条例第 24 条、別表
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町都市公園条例 (使用料)</p> <p>第 24 条 法第 5 条第 1 項、法第 6 条第 1 項、同条第 3 項、第 18 条第 1 項若しくは同条第 3 項の許可を受けた者は、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、公園の使用の期間が当該許可の翌年度以降にわたる使用料については、当該使用の期間の属する年度ごとに納付しなければならない。</p> <p>別表 省略</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	企画情報課
個 票 I D	企画 2 0 0 8

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用料の減免
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町都市公園条例第 25 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町都市公園条例第 25 条 川越町都市公園条例施行規則第 5 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町都市公園条例 (使用料の減免) 第 25 条 町長は、法第 5 条第 1 項、法第 6 条第 1 項、同条第 3 項、第 18 条第 1 項若しくは同条第 3 項の許可を受けた者又はそれらの利用をすることができなくなった場合その他町長が必要と認める場合においては、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>○川越町都市公園条例施行規則 (使用料の減免申請) 第 5 条 条例第 25 条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、都市公園使用料減免申請書（様式第 9 号）を町長に提出しなければならない。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>15 日</p>
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	企画情報課
個 票 I D	企画 2 0 0 9

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用料の還付
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町都市公園条例第 27 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町都市公園条例第 27 条 川越町都市公園条例施行規則第 6 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町都市公園条例 (使用料の還付) 第 27 条 既納の使用料は還付しない。ただし、町長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>○川越町都市公園条例施行規則 (使用料の還付申請) 第 6 条 条例第 27 条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、都市公園使用料還付申請書（様式第 10 号）を町長に提出しなければならない。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p>
	30 日
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	企画情報課
個票 I D	企画 2 0 1 0

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	許可の取消し等
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町都市公園条例第 28 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町都市公園条例第 28 条 川越町都市公園条例施行規則第 7 条 川越町暴力団排除条例第 9 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町都市公園条例 (監督処分) 第 28 条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園よりの退去を命ずることができる。 (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者 (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者 (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者 2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。 (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合 (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合 (3) 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合</p> <p>○川越町都市公園条例施行規則 (措置命令) 第 7 条 町長は、条例第 28 条第 1 項又は第 2 項に規定する必要な措置を命じるときは、措置命令書 (様式第 11 号) により行うものとする。</p> <p>○川越町暴力団排除条例 (公の施設の利用における制限) 第 9 条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設のうち、多人数を収容できる会議場、集会場その他これらに類する施設の利用が、暴力団を利用することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、</p>

	又は当該利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	聴聞
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	企画情報課
個 票 I D	企画 2 0 1 1

< 処分の概要 >

許認可等の名称	公園予定区域等における行為の許可（第 18 条第 1 項準用）
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町都市公園条例第 39 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町都市公園条例第 18 条、第 39 条 川越町都市公園条例施行規則第 2 条 川越町暴力団排除条例第 9 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町都市公園条例 （行為の制限）</p> <p>第 18 条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>（1） 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。</p> <p>（2） 業として写真又は映画を撮影すること。</p> <p>（3） 興業を行うこと。</p> <p>（4） 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他町長の指示する事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。</p> <p>3 第 1 項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を町長に提出してその許可を受けなければならない。</p> <p>4 町長は、第 1 項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第 1 項又は前項の許可を与えることができる。</p> <p>5 町長は、第 1 項又は第 3 項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。</p> <p>（公園予定区域及び予定公園施設についての準用）</p> <p>第 39 条 第 2 条から第 4 条まで及び第 18 条から第 37 条までの規定は、法第 33 条第 4 項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。</p> <p>○川越町都市公園条例施行規則 （行為の許可等の申請）</p> <p>第 2 条 条例第 18 条第 1 項又は第 3 項の規定により、同条第 1 項各号に掲げる行為について許可を受けようとする者は、都市公園内行為（許可事項変更）許可</p>

	<p>申請書（様式第 1 号）を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の申請を受けた場合には、その内容を審査し許可をするときは、都市公園内行為（許可事項変更）許可書（様式第 2 号）により許可書を交付するものとする。</p> <p>○川越町暴力団排除条例 （公の施設の利用における制限）</p> <p>第 9 条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設のうち、多人数を収容できる会議場、集会場その他これらに類する施設の利用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>15 日</p>
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	企画情報課
個 票 I D	企画 2 0 1 2

< 処分の概要 >

許認可等の名称	公園予定区域等における行為の許可事項変更の許可（第 18 条第 3 項準用）
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町都市公園条例第 39 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町都市公園条例第 18 条、第 39 条 川越町都市公園条例施行規則第 2 条 川越町暴力団排除条例第 9 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町都市公園条例 （行為の制限） 第 18 条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。 （1） 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。 （2） 業として写真又は映画を撮影すること。 （3） 興業を行うこと。 （4） 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他町長の指示する事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。</p> <p>3 第 1 項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を町長に提出してその許可を受けなければならない。</p> <p>4 町長は、第 1 項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第 1 項又は前項の許可を与えることができる。</p> <p>5 町長は、第 1 項又は第 3 項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。 （公園予定区域及び予定公園施設についての準用） 第 39 条 第 2 条から第 4 条まで及び第 18 条から第 37 条までの規定は、法第 33 条第 4 項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。</p> <p>○川越町都市公園条例施行規則 （行為の許可等の申請） 第 2 条 条例第 18 条第 1 項又は第 3 項の規定により、同条第 1 項各号に掲げる行為について許可を受けようとする者は、都市公園内行為（許可事項変更）許可</p>

	<p>申請書（様式第 1 号）を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の申請を受けた場合には、その内容を審査し許可をするときは、都市公園内行為（許可事項変更）許可書（様式第 2 号）により許可書を交付するものとする。</p> <p>○川越町暴力団排除条例 （公の施設の利用における制限）</p> <p>第 9 条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設のうち、多人数を収容できる会議場、集会場その他これらに類する施設の利用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>15 日</p>
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	企画情報課
個 票 I D	企画 2 0 1 3

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	公園予定区域等における使用料の徴収 (第 24 条第 1 項準用)
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町都市公園条例第 39 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町都市公園条例第 24 条、別表、第 39 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町都市公園条例 (使用料)</p> <p>第 24 条 法第 5 条第 1 項、法第 6 条第 1 項、同条第 3 項、第 18 条第 1 項若しくは同条第 3 項の許可を受けた者は、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、公園の使用の期間が当該許可の翌年度以降にわたる使用料については、当該使用の期間の属する年度ごとに納付しなければならない。 (公園予定区域及び予定公園施設についての準用)</p> <p>第 39 条 第 2 条から第 4 条まで及び第 18 条から第 37 条までの規定は、法第 33 条第 4 項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。</p> <p>別表 省略</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	企画情報課
個 票 I D	企画 2 0 1 4

< 処分の概要 >

許認可等の名称	公園予定区域等における使用料の減免（第 25 条準用）
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町都市公園条例第 39 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町都市公園条例第 39 条 川越町都市公園条例施行規則第 5 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町都市公園条例 （公園予定区域及び予定公園施設についての準用） 第 39 条 第 2 条から第 4 条まで及び第 18 条から第 37 条までの規定は、法第 33 条第 4 項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。</p> <p>○川越町都市公園条例施行規則 （使用料の減免申請） 第 5 条 条例第 25 条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、都市公園使用料減免申請書（様式第 9 号）を町長に提出しなければならない。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p>
	15 日
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	企画情報課
個 票 I D	企画 2 0 1 5

< 処分の概要 >

許認可等の名称	公園予定区域等における使用料の還付（第 27 条準用）
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町都市公園条例第 39 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町都市公園条例第 39 条 川越町都市公園条例施行規則第 6 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町都市公園条例 （公園予定区域及び予定公園施設についての準用） 第 39 条 第 2 条から第 4 条まで及び第 18 条から第 37 条までの規定は、法第 33 条第 4 項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。</p> <p>○川越町都市公園条例施行規則 （使用料の還付申請） 第 6 条 条例第 27 条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、都市公園使用料還付申請書（様式第 10 号）を町長に提出しなければならない。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p>
	30 日
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	企画情報課
個 票 I D	企画 2 0 1 6

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	公園予定区域等における許可の取消し等 (第 28 条第 1 項準用)
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町都市公園条例第 39 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町都市公園条例第 39 条 川越町都市公園条例施行規則第 7 条 川越町暴力団排除条例第 9 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町都市公園条例 (公園予定区域及び予定公園施設についての準用) 第 39 条 第 2 条から第 4 条まで及び第 18 条から第 37 条までの規定は、法第 33 条第 4 項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。</p> <p>○川越町都市公園条例施行規則 (措置命令) 第 7 条 町長は、条例第 28 条第 1 項又は第 2 項に規定する必要な措置を命じるときは、措置命令書 (様式第 11 号) により行うものとする。</p> <p>○川越町暴力団排除条例 (公の施設の利用における制限) 第 9 条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設のうち、多人数を収容できる会議場、集会場その他これらに類する施設の利用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞

備 考	
-----	--

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	企画情報課
個 票 I D	企画 2 0 1 7

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	過料
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町都市公園条例第 41 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町都市公園条例第 41 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町都市公園条例 第 41 条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5 万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第 18 条第 1 項又は第 3 項 (第 39 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。) の規定に違反して同条第 1 項各号に掲げる行為をした者</p> <p>(2) 第 20 条 (第 39 条において準用する場合を含む。) の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者</p> <p>(3) 第 28 条第 1 項又は第 2 項 (第 39 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。) の規定による町長の命令に違反した者</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	企画情報課
個 票 I D	企画 2 0 1 8

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	過料
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町都市公園条例第 42 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町都市公園条例第 42 条
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 ○川越町都市公園条例 第 42 条 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の 5 倍に相当する額 (当該 5 倍に相当する全額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。) 以下の過料に処する。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	企画情報課
個 票 I D	企画 2 0 1 9

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	過料
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町都市公園条例第 43 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町都市公園条例第 43 条
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 ○川越町都市公園条例 第 43 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の過料を科する。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	企画情報課
個票ID	企画2020

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	違反に係る貼紙等の除却命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	三重県屋外広告物条例第 19 条第 4 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	三重県屋外広告物条例第 19 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○三重県屋外広告物条例 (措置命令)</p> <p>第十九条 知事は、第三条から第五条まで、第七条、第十五条又は前条の規定に違反して広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は五日以上の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命じることができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなく確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、五日以上の期限を定め、その期限までに、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告するものとする。</p> <p>3 知事は、第一項の規定による措置を命じた場合において、その措置を命じられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、法第七条第三項の規定に基づき、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第三条から第六条までに定めるところに従い、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせ、その費用を義務者から徴取することができる。</p> <p>4 知事は、貼り紙、貼り札等、広告旗又は立看板等が第三条から第五条まで又は前条の規定に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるときは、法第七条第四項の規定に基づき、その違反に係る貼り紙、貼り札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、貼り札等、広告旗又は立看板等にあつては、管理されずに放置されていることが明らかでない場合に限る。</p>

参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	聴聞
備 考	三重県の事務処理の特例に関する条例別表第2による権限移譲

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	総務課
個 票 I D	総務 2 0 0 1

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用料の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例第 1 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例第 1 条、第 2 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例 (使用料の納付)</p> <p>第 1 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 238 条の 4 第 7 項の規定により許可を受けた者は、使用料を納付しなければならない。 (使用料の額)</p> <p>第 2 条 使用料の額は、次の各号に定める算式により計算して得た額 (その額が 100 円未満の場合には、100 円) とする。ただし、消費税及び地方消費税の課税の対象となる場合の使用料の額は、算定額に消費税等相当額 (消費税法 (昭和 63 年法律第 108 号) の規定による消費税の額及び地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) の規定による地方消費税の額をいう。) を加えた額とする。</p> <p>(1) 土地の使用料の算式 使用する土地の 1 平方メートル当たりの価格 × 4 / 100 × 使用許可面積 × 使用許可日数 / 365</p> <p>(2) 建物の使用料の算式 (使用する建物の 1 平方メートル当たりの価格 × 7.27 / 100 × 使用許可面積 + 当該建物の建て面積に係る土地の年額使用料に相当する額 × 当該建物のうち使用許可面積 / 当該建物の延べ面積) × 使用許可日数 / 365</p> <p>2 前項の規定により難い特別の事情があるものについては、町長が定める。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外

備 考	
--------	--

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	総務課
個 票 I D	総務 2 0 0 2

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	過料
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	分担金、使用料及び加入金のほ脱行為に対する過料に関する条例第 2 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	分担金、使用料及び加入金のほ脱行為に対する過料に関する条例第 2 条、第 3 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○分担金、使用料及び加入金のほ脱行為に対する過料に関する条例 (過料)</p> <p>第 2 条 分担金、使用料及び加入金の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、5 万円以下の過料に処する。</p> <p>2 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料又は加入金の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額 (当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。) 以下の過料に処する。</p> <p>第 3 条 前条の過料の額は、その情状により町長が定める。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	総務課
個 票 I D	総務 2 0 0 3

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	過料
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	分担金、使用料及び加入金のほ脱行為に対する過料に関する条例第 2 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	分担金、使用料及び加入金のほ脱行為に対する過料に関する条例第 2 条、第 3 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○分担金、使用料及び加入金のほ脱行為に対する過料に関する条例 (過料)</p> <p>第 2 条 分担金、使用料及び加入金の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、5 万円以下の過料に処する。</p> <p>2 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料又は加入金の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額 (当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。) 以下の過料に処する。</p> <p>第 3 条 前条の過料の額は、その情状により町長が定める。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	総務課
個 票 I D	総務 2 0 0 4

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	督促手数料の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例第 3 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例第 3 条
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 ○税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例 (督促手数料) 第 3 条 督促手数料は、督促状 1 通について 100 円とする。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	総務課
個 票 I D	総務 2 0 0 5

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	延滞金の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例第 4 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例第 4 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例 (延滞金)</p> <p>第 4 条 第 2 条の規定により発した督促状に指定した期限までに税外収入金を完納しない場合において、当該税外収入金額が 100 円以上であるときは、納期限の翌日から税外収入金完納の日までの日数に応じ、当該税外収入金 (100 円未満の端数があるときは切捨てる。) に年 14.6 パーセント (当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント) の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。</p> <p>2 前項の延滞金は、次の各号の一に該当する場合は徴収しない。</p> <p>(1) 延滞金が 10 円未満であるとき。</p> <p>(2) 滞納につき止むを得ない事情があると認めるとき。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	総務課
個 票 I D	総務 2 0 0 6

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	手数料の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町手数料徴収条例第 5 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町手数料徴収条例第 2 条、第 3 条、第 5 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町手数料徴収条例 (手数料の種類及び額)</p> <p>第 2 条 手数料の徴収することのできる事項の種類及び金額を、次のとおり定める。</p> <p>表 省略 (手数料の徴収方法)</p> <p>第 3 条 前条に掲げる事項の数種類を一括して 1 枚の証明書を交付する場合は、各種類ごとに 1 件とし、2 人以上列記して 1 通の証明書を交付する場合は、1 人 1 種類ごとに 1 件とし、同一種類 2 通以上を交付する場合には 1 通ごとに 1 件として手数料を徴収する。ただし、同条第 13 号においては、被閲覧者 1 人を 1 件とする。</p> <p>(手数料の徴収時期)</p> <p>第 5 条 手数料は、申請のときにこれを徴収する。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	総務課
個 票 I D	総務 2 0 0 7

< 処分の概要 >

許認可等の名称	手数料の減免
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町手数料徴収条例第 8 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町手数料徴収条例第 8 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 ○川越町手数料徴収条例 （手数料の減免） 第 8 条 法令又は官公署の通達に基づいて処理するとき、及び町長（行政不服審査法第 38 条の規定に基づき審理員が行う提出書類等の写し等の交付にあつては審理員、同法第 81 条の規定に基づき同条の機関が行う主張書面等の写し等の交付にあつては当該機関）においてやむを得ない理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	5 日
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	総務課
個 票 I D	総務 2 0 0 8

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	過料
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町手数料徴収条例第 9 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町手数料徴収条例第 9 条
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 川越町手数料徴収条例 (過料) 第 9 条 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者には、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額 (当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。) 以下の過料に処する。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	安全環境課
個 票 I D	安環 2 0 0 1

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	処理手数料の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 14 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 14 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 (処理手数料)</p> <p>第 14 条 町長は、一般廃棄物の収集運搬及び処分に関する費用 (以下「処理手数料」という。)として、次の各号に定める額を徴収する。</p> <p>(1) し尿</p> <p>ア 下水道供用開始区域 (供用開始から 3 年以内の区域を除く。) 10 リットルにつき 137 円</p> <p>イ その他の区域 10 リットルにつき 92 円</p> <p>(2) 動物の死体</p> <p>ア 犬及び猫 1 頭につき 3,000 円</p> <p>イ その他アに類する動物 1 頭につきその都度町長が定める額</p> <p>2 町長は、天災その他特別の事由があると認めるときは、前項に規定する処理手数料を減免することができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	安全環境課
個 票 I D	安環 2 0 0 2

< 処分の概要 >

許認可等の名称	処理手数料の減免
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 14 条第 2 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 14 条 川越町廃棄物の処理及び清掃に関する規則第 10 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 (処理手数料) 第 14 条 町長は、一般廃棄物の収集運搬及び処分に関する費用（以下「処理手数料」という。）として、次の各号に定める額を徴収する。</p> <p>(1) し尿 ア 下水道供用開始区域（供用開始から 3 年以内の区域を除く。） 10 リットルにつき 137 円 イ その他の区域 10 リットルにつき 92 円</p> <p>(2) 動物の死体 ア 犬及び猫 1 頭につき 3,000 円 イ その他アに類する動物 1 頭につきその都度町長が定める額</p> <p>2 町長は、天災その他特別の事由があると認めるときは、前項に規定する処理手数料を減免することができる。</p> <p>○川越町廃棄物の処理及び清掃に関する規則 (一般廃棄物の処理手数料の減免) 第 10 条 条例第 14 条第 2 項の規定により一般廃棄物の処理手数料の減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書（様式第 1 号）に町長が必要があると認める書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、申請書の提出を省略できる。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>3 0 日</p>
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	安全環境課
個 票 I D	安環 2 0 0 3

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	許可申請手数料等の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 15 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 15 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 (許可申請手数料等)</p> <p>第 15 条 法第 7 条第 1 項及び第 6 項の規定による一般廃棄物収集運搬、処分業の許可 (同条第 2 項及び第 7 項の規定による更新、第 7 条の 2 第 1 項の規定による変更及び許可証の再交付の場合を含む。) 又は浄化槽法第 35 条第 1 項の規定による浄化槽清掃業の許可 (更新及び許可証の再交付の場合を含む。) の申請をしようとする者は、申請に際し、次の各号に定める手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 一般廃棄物収集運搬業許可手数料 1 件につき 5,000 円 (2) 一般廃棄物収集運搬業更新手数料 1 件につき 2,000 円 (3) 一般廃棄物収集運搬業変更手数料 1 件につき 2,000 円 (4) 一般廃棄物処分業許可手数料 1 件につき 10,000 円 (5) 一般廃棄物処分業更新手数料 1 件につき 2,000 円 (6) 一般廃棄物処分業変更手数料 1 件につき 2,000 円 (7) 浄化槽清掃業許可手数料 1 件につき 10,000 円 (8) 浄化槽清掃業更新手数料 1 件につき 2,000 円 (9) 許可証再交付手数料 1 件につき 1,000 円</p> <p>2 既納の手数料は、返還しない。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外

備 考	
--------	--

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	安全環境課
個 票 I D	安環 2 0 0 4

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	改善命令等
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 22 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 22 条
処 分 基 準	<p>■設定 <input type="checkbox"/>未設定</p> <p>○川越町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 (改善命令等)</p> <p>第 22 条 町長は、法第 19 条の 3 及び法第 19 条の 4 に規定するもののほか、第 18 条から第 20 条までのいずれかの規定に違反することにより、生活環境の保全上著しく支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めた場合は、当該行為を行った一般廃棄物収集運搬、処分業者若しくは土地又は建物の占有者に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のための改善その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	安全環境課
個 票 I D	安環 2 0 0 5

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	措置命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町を美しくする条例第 13 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町を美しくする条例第 13 条
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="radio"/> 川越町を美しくする条例 (命令) 第 13 条 町長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	安全環境課
個 票 I D	安環 2 0 0 6

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	放置自動車の移動等
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町放置自動車の発生の防止及び適正処理に関する条例第 10 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町放置自動車の発生の防止及び適正処理に関する条例第 7 条、第 9 条、第 10 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町放置自動車の発生の防止及び適正処理に関する条例 (通報等)</p> <p>第 7 条 放置されている自動車を発見した者は、町長にその旨を通報するよう努めなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の通報を受けた場合において必要があると認めるときは、自動車が放置されている土地の所有者等又は関係機関にその内容を通報する等適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>(警告)</p> <p>第 9 条 町長は、前条の調査を行ったときは、当該放置自動車の所有者等に適正な処理を促すため、当該放置自動車に警告書を貼り付けることができる。</p> <p>(移動及び保管)</p> <p>第 10 条 町長は、前条の規定により警告書を貼り付けた日から規則で定める期間を経過した日以後引き続き当該放置自動車が置かれている場合において、生活環境の保全上の著しい支障が生じるおそれがあると認められるときは、自ら指定する場所に当該放置自動車を移動し、保管することができる。</p> <p>2 町長は、前項の規定により放置自動車を移動し、保管した場合は、当該放置自動車が置かれていた場所を管轄する警察署にその旨を通知するものとする。</p> <p>3 町長は、第 1 項の規定により放置自動車を移動し、保管した場合は、当該放置自動車の所有者等に対し、規則で定めるところにより、その旨を通知しなければならない。ただし、当該放置自動車の所有者等が判明しない場合(所有者等の住所又は居所が判明しない場合も含む。以下同じ)は、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。</p>
参 考 資 料	

聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	安全環境課
個 票 I D	安環 2 0 0 7

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	放置自動車の撤去命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町放置自動車の発生の防止及び適正処理に関する条例第 12 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町放置自動車の発生の防止及び適正処理に関する条例第 11 条、第 12 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町放置自動車の発生の防止及び適正処理に関する条例 (撤去勧告)</p> <p>第 11 条 町長は、第 8 条の規定による調査の結果、放置自動車の所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、その放置自動車の撤去その他必要な措置を講ずることを勧告することができる。</p> <p>(撤去命令)</p> <p>第 12 条 町長は、前条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、期限を定めて、勧告に係る措置をとるべきことを命じることができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	安全環境課
個 票 I D	安環 2 0 0 8

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	放置自動車の処分
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町放置自動車の発生の防止及び適正処理に関する条例第 14 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町放置自動車の発生の防止及び適正処理に関する条例第 13 条、第 14 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町放置自動車の発生の防止及び適正処理に関する条例 (廃物認定)</p> <p>第 13 条 町長は、第 8 条の規定により調査を行ったにもかかわらず、放置自動車の所有者等が判明しない場合において、当該放置自動車が次の各号のいずれにも該当するときは、当該放置自動車を廃物と認定することができる。</p> <p>(1) 道路運送車両法第 11 条の規定により取り付けられた自動車登録番号標が滅失していること。</p> <p>(2) 第 9 条の規定により警告書を貼り付けた日の翌日から 1 月以上経過していること。</p> <p>(3) 自動車の走行に必要な装置の主要な部分が破損し、若しくは腐食し、又は失われていること。</p> <p>2 町長は、前項の規定により、放置自動車が廃物であるかどうか判断することが困難なときは、必要に応じ三重県知事に対し意見を求めることができる。</p> <p>3 町長は、第 1 項の規定により放置自動車を廃物として認定するときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。</p> <p>(処分)</p> <p>第 14 条 町長は、前条第 1 項の規定により放置自動車を廃物と認定したときは、当該放置自動車の処分を行うことができる。</p> <p>2 町長は、前条第 1 項の規定により廃物として認定することが困難な放置自動車の所有者等が判明しない場合において、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を告示するものとする。</p> <p>(1) 警告書を貼り付けた日</p> <p>(2) 放置されている場所 (第 10 条第 1 項の規定により保管している場合にあつては、放置されていた場所及び保管している場所)</p> <p>(3) 車名、塗色又は自動車登録番号</p> <p>(4) 告示後の取扱い</p> <p>(5) その他規則で定める事項</p>

	3 町長は、前項の規定により告示をした日から6月を経過した日以後において、当該放置自動車を処分することができる。
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	弁明の機会の付与
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	安全環境課
個 票 I D	安環 2 0 0 9

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	費用の請求
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町放置自動車の発生の防止及び適正処理に関する条例第 15 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町放置自動車の発生の防止及び適正処理に関する条例第 15 条
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 ○川越町放置自動車の発生の防止及び適正処理に関する条例 (費用の請求) 第 15 条 町長は、第 10 条第 1 項の規定により放置自動車を移動し、保管した場合 又は前条の規定による処分を行った場合において、当該放置自動車の所有者等が 判明したときは、当該所有者等に対し、その移動、保管及び処分に要した費用を 請求することができる。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	安全環境課
個 票 I D	安環 2 0 1 0

< 処分の概要 >

許認可等の名称	自動車の返還
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町放置自動車の発生の防止及び適正処理に関する条例施行規則第 9 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町放置自動車の発生の防止及び適正処理に関する条例施行規則第 9 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 ○川越町放置自動車の発生の防止及び適正処理に関する条例施行規則 （保管放置自動車の返還） 第 9 条 保管されている放置自動車の所有者等は、当該放置自動車の返還を受けようとするときは、返還を受けるべき所有者等であることを証する書類を提示し、保管自動車返還申請書（様式第 7 号）を町長に提出しなければならない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	1 4 日
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	安全環境課
個 票 I D	安環 2 0 1 1

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	騒音、振動又は悪臭物質に係る改善命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	三重県生活環境の保全に関する条例第 34 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	三重県生活環境の保全に関する条例第 27 条、第 34 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○三重県生活環境の保全に関する条例 (騒音、振動又は悪臭物質に係る指定施設の計画変更勧告等) 第二十七条 知事は、騒音、振動又は悪臭物質に係る指定施設に係る第二十三条第一項又は第二十五条第一項の規定による届出があった場合において、その届出に係る指定施設を設置する工場等において発生する騒音、振動又は悪臭が排出基準に適合しないことによりその工場等の周辺的生活環境の保全上の支障が生じるおそれがあると認めるときは、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音及び振動にあつてはその防止の方法若しくは当該指定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画の変更を、悪臭物質にあつては当該指定施設の構造若しくは使用の方法若しくは悪臭物質の処理に関する計画の変更を、又は当該指定施設の設置に関する計画の廃止を勧告することができる。</p> <p>(騒音、振動又は悪臭物質に係る改善勧告及び改善命令等) 第三十四条 知事は、騒音、振動又は悪臭物質に係る指定施設を設置する工場等において発生する騒音、振動又は悪臭物質が当該工場等の敷地境界線において排出基準に適合しないことによりその工場等の周辺的生活環境の保全上の支障が生じていると認めるときは、当該指定施設を設置している者に対し、期限を定めて、その支障を除去するために必要な限度において、騒音及び振動にあつてはその防止の方法の改善又は当該指定施設の使用の方法若しくは配置の変更を、悪臭物質にあつては当該指定施設の構造若しくは使用の方法又は当該指定施設に係る悪臭物質の処理の方法の改善を勧告することができる。</p> <p>2 知事は、第二十七条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わずに指定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、同条又は同項の支障を除去するために必要な限度において、騒音及び振動にあつてはその防止の方法の改善又は当該指定施設の使用の方法若しくは配置の変更を、悪臭物質にあつては当該指定施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該指定施設に係る悪臭物質の処理の方法の改善を命じ、又</p>

	<p>は当該指定施設の使用の一時停止を命じることができる。</p> <p>3 前二項の規定は、第二十四条第一項の規定により騒音又は振動に係る届出をした者の当該届出に係る指定施設については、同項に規定する指定施設となった日から三年間（規則で定める施設にあつては、四年間）は、適用しない。</p> <p>4 第三十一条第三項の規定は、第二項の規定による悪臭物質に係る命令について準用する。</p>
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	弁明の機会の付与
備 考	三重県の事務処理の特例に関する条例別表第2による権限移譲

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	安全環境課
個 票 I D	安環 2 0 1 2

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	建設作業に係る改善命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	三重県生活環境の保全に関する条例第 49 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	三重県生活環境の保全に関する条例第 49 条 三重県生活環境の保全に関する条例施行規則第 50 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○三重県生活環境の保全に関する条例 (建設作業に係る改善勧告及び改善命令) 第四十九条 知事は、建設作業に伴って発生する騒音又は振動が規則で定める基準に適合しないことによりその建設作業の場所の周辺において生活環境の保全上の著しい支障が生じると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めてその支障を除去するために必要な限度において、騒音又は振動の防止の方法の改善又は建設作業の作業時間の変更を勧告することができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わずに建設作業を行っているときは、期限を定めてその勧告に従うことを命じることができる。</p> <p>3 知事は、工期が遅延することによって公共の福祉に著しい障害を及ぼすおそれのある建設工事に係る建設作業について、前二項の規定による勧告又は命令を行うに当たっては、生活環境の保全に十分留意しつつ、当該建設工事の実施に著しい支障を生じないように配慮しなければならない。</p> <p>○三重県生活環境の保全に関する条例施行規則 (建設作業の規制に関する基準) 第五十条 条例第四十七条に規定する規則で定める基準は、別表第十九のとおりとする。ただし、当該基準は、同表第一号の項及び第二号の項の基準を超える大きさの騒音又は振動を発生する建設作業について条例第四十九条第一項の規定による勧告又は同条第二項の規定による命令を行うに当たり、同表第三号の項本文の規定にかかわらず、一日における作業時間を同表第三号の項に定める時間未満四時間以上の間において短縮させることを妨げるものではない。</p>
参 考 資 料	

聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	三重県の事務処理の特例に関する条例別表第2による権限移譲

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	安全環境課
個 票 I D	安環 2 0 1 3

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	違反行為者に対する改善命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	三重県生活環境の保全に関する条例第 55 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	三重県生活環境の保全に関する条例第 50 条、第 51 条、第 55 条 三重県生活環境の保全に関する条例施行規則第 53 条、第 54 条、第 55 条、第 56 条、 第 57 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○三重県生活環境の保全に関する条例 (飲食店営業等に伴う騒音の制限等)</p> <p>第五十条 飲食店営業、喫茶店営業その他の営業であって規則で定めるもの(以下「飲食店営業等」という。)を営む者は、夜間(午後十時から翌日の午前六時までをいう。)においては、音量について規則で定める騒音の排出基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 第二十二條第二項の規定は、前項の騒音の排出基準を定める場合について準用する。 (深夜における音響機器の使用制限等)</p> <p>第五十一条 騒音の防止を図る必要がある地域であって規則で定める区域内において、飲食店営業その他の営業であって規則で定めるものを営む者は、深夜(午後十一時から翌日の午前六時までをいう。)においては、当該営業を営む場所において規則で定める音響機器を使用し、又は使用させてはならない。ただし、当該音響機器から発生する音が営業を営む場所の外部に漏れない措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>2 知事は、前項の区域を定めようとするときは、関係市町長の意見を聴かなければならない。 (違反行為者に対する改善勧告及び改善命令)</p> <p>第五十五条 知事は、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十三条又は前条第一項から第三項までの規定に違反する行為を発見したときは、当該違反行為をしている者に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。</p> <p>2 知事は、第五十条第一項又は第五十一条第一項の規定に違反する行為に対し、前項の勧告を受けた者がその勧告に従わないことにより人の健康が損なわれ、又は周辺的生活環境の保全上の著しい支障が生じると認めるときは、期限を定めて、その支障を除去するため必要な限度において、当該違反行為の停止その他必要な措置を講ずることを命じることができる。</p>

	<p>○三重県生活環境の保全に関する条例施行規則 (騒音の規制対象営業及び排出基準)</p> <p>第五十三条 条例第五十条第一項に規定する規則で定める営業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 飲食店営業（食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条第一号に規定する飲食店営業に限る。）</p> <p>二 喫茶店営業（食品衛生法施行令第三十五条第二号に規定する喫茶店営業に限る。）</p> <p>三 自動車用燃料の販売を業とするガソリンスタンド営業</p> <p>四 ボーリング場営業</p> <p>五 ゴルフ練習場営業</p> <p>六 映画館営業</p> <p>第五十四条 条例第五十条第一項に規定する規則で定める騒音の排出基準は、営業所の敷地境界線において、別表第二十のとおりとする。</p> <p>(音響機器の使用制限区域等)</p> <p>第五十五条 条例第五十一条第一項に規定する規則で定める区域は、津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、亀山市、鳥羽市、いなべ市、伊賀市、桑名郡木曾岬町、員弁郡東員町、三重郡菰野町、三重郡朝日町、三重郡川越町及び度会郡玉城町の区域で都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に規定する地域のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>一 第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域</p> <p>二 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域</p> <p>三 近隣商業地域及び商業地域</p> <p>第五十六条 条例第五十一条第一項に規定する規則で定める営業は、第五十三条第一号及び第二号に定めるものとする。</p> <p>第五十七条 条例第五十一条第一項に規定する規則で定める音響機器は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 音響再生装置（録音テープ、録音盤等の再生に係る機器、増幅器及びスピーカーを組み合わせて音を再生する装置をいう。）</p> <p>二 楽器</p> <p>三 拡声装置</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	三重県の事務処理の特例に関する条例別表第2による権限移譲

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	町民保険課
個 票 I D	町保 2 0 0 1

< 処分の概要 >

許認可等の名称	出産育児一時金の支給
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町国民健康保険条例第 8 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町国民健康保険条例第 8 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 ○川越町国民健康保険条例 （出産育児一時金） 第 8 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、 出産育児一時金として 4 8 万 8 千円を支給する。ただし、町長が健康保険法施行 令（大正 15 年勅令第 243 号）第 36 条の規定を勘案し、必要があると認めるとき は、別に定めるところにより、これに 1 万 2 千円を上限として加算するものとする。 2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康 保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、国家公 務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号。他の法律において準用し、又は例に による場合を含む。次条第 2 項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭 和 37 年法律第 152 号）の規定によって、これに相当する給付を受けることがで きる場合には、行わない。
	参 考 資 料
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	3 0 日
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	町民保険課
個 票 I D	町保 2 0 0 2

< 処分の概要 >

許認可等の名称	葬祭費の支給
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町国民健康保険条例第 9 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町国民健康保険条例第 9 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 ○川越町国民健康保険条例 （葬祭費） 第 9 条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し葬祭費として 5 万円を支給する。 2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	3 0 日
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	町民保険課
個 票 I D	町保 2 0 0 3

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	過料
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町国民健康保険条例第 15 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町国民健康保険条例第 15 条
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 ○川越町国民健康保険条例 第 15 条 この町は、世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは第 9 項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し 10 万円以下の過料に処する。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	町民保険課
個 票 I D	町保 2 0 0 4

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	過料
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町国民健康保険条例第 16 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町国民健康保険条例第 16 条
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 ○川越町国民健康保険条例 第 16 条 この町は、世帯主又は世帯主であった者が正当の理由なしに法第 113 条の規定により、文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10 万円以下の過料に処する。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	町民保険課
個 票 I D	町保 2 0 0 5

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	過料
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町国民健康保険条例第 17 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町国民健康保険条例第 17 条
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 川越町国民健康保険条例 第 17 条 この町は、偽りその他不正の行為により保険税、一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額以下の過料に処する。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	町民保険課
個 票 I D	町保 2 0 0 6

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	保険料の督促手数料の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町後期高齢者医療に関する条例第 5 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町後期高齢者医療に関する条例第 5 条
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 ○川越町後期高齢者医療に関する条例 (保険料の督促手数料) 第 5 条 保険料の督促手数料は、督促状 1 通について、100 円とする。ただし、町長は、やむを得ない理由があると認める場合は、これを徴収しない。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	町民保険課
個 票 I D	町保 2 0 0 7

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	延滞金の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町後期高齢者医療に関する条例第 6 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町後期高齢者医療に関する条例第 6 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町後期高齢者医療に関する条例 (延滞金)</p> <p>第 6 条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が 2,000 円以上(1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年 14.6 パーセント (当該納期限の翌日から 1 月を経過するまでの期間については、年 7.3 パーセント) の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額が 10 円未満である場合においては、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。</p> <p>3 前 2 項の規定にかかわらず、町長は、やむを得ない理由があると認める場合は、これを減免することができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	町民保険課
個 票 I D	町保 2 0 0 8

< 処分の概要 >

許認可等の名称	延滞金の減免
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町後期高齢者医療に関する条例第 6 条第 3 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町後期高齢者医療に関する条例第 6 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町後期高齢者医療に関する条例 (延滞金)</p> <p>第 6 条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が 2,000 円以上(1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年 14.6 パーセント(当該納期限の翌日から 1 月を経過するまでの期間については、年 7.3 パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額が 10 円未満である場合においては、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。</p> <p>3 前 2 項の規定にかかわらず、町長は、やむを得ない理由があると認める場合は、これを減免することができる。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p>
	3 0 日
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	町民保険課
個 票 I D	町保 2 0 0 9

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	過料
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町後期高齢者医療に関する条例第 7 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町後期高齢者医療に関する条例第 7 条
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 ○川越町後期高齢者医療に関する条例 第 7 条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が、正当な理由がなく法第 137 条第 2 項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10 万円以下の過料に処する。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	町民保険課
個 票 I D	町保 2 0 1 0

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	過料
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町後期高齢者医療に関する条例第 8 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町後期高齢者医療に関する条例第 8 条
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 ○川越町後期高齢者医療に関する条例 第 8 条 川越町は、偽りその他不正の行為により保険料その他法第 4 章の規定による徴収金（川越町が徴収するものに限る。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額以下の過料に処する。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉課
個 票 I D	福祉 2 0 0 1

< 処分の概要 >

許認可等の名称	助成の申請
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例第 5 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例第 4 条、第 5 条 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則第 3 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例 (助成の条件) 第 4 条 町長は、前条の助成をするときは、その目的を達成するため、事業の実施等について、必要な条件を付することができる。 (申請の手続) 第 5 条 社会福祉法人は、第 2 条の助成を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。 (1) 理由書 (2) 事業計画書及び収支予算書 (3) 前年度の財産目録、貸借対照表及び収支計算書</p> <p>○社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則 (申請書) 第 3 条 条例第 5 条に規定する申請書は、様式第 1 号によるものとする。ただし、条例第 8 条の規定に基づき報告された財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、これを省略することができる。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>原則申請日から 3 0 日以内</p>
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉課
個 票 I D	福祉 2 0 0 2

< 処分の概要 >

許認可等の名称	受給資格の認定
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町福祉医療費の助成に関する条例第 4 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町福祉医療費の助成に関する条例第 3 条、第 4 条 川越町福祉医療費の助成に関する条例施行規則第 3 条、第 5 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町福祉医療費の助成に関する条例 (対象者) 第 3 条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている者を除く。 (1) 川越町の区域内に住所を有する者 (2) 医療保険各法の規定により医療に関する給付を受けることができる者 (3) 前条第 1 項から第 5 項までのいずれかに該当する者</p> <p>(受給資格の認定及び更新) 第 4 条 対象者がこの条例に定める福祉医療費及び証明書料の助成を受けようとするときは、規則で定めるところにより受給資格の認定の申請を行い川越町長（以下「町長」という。）の認定を受け、規則で定める受給資格を証する証明書（以下「受給資格証」という。）の交付を受けなければならない。 2 前項の受給資格の認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）は、規則で定めるところにより 1 年ごとに受給資格の更新の申請を行い町長の認定を受けなければならない。 3 前 2 項の場合において、町長が必要と認めた場合は、対象者の保護者、養育者又は配偶者その他の者で、対象者を現に監護している者（以下「保護者等」という。）が対象者に代わり当該申請を行うことができるものとする。</p> <p>○川越町福祉医療費の助成に関する条例施行規則 (受給資格の認定及び更新) 第 3 条 条例第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定による受給資格の認定又は更新の申請は、福祉医療費受給資格認定（更新）申請書（様式第 1 号）により行うものとする。ただし、受給資格の更新の申請にあっては、条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）の区分が条例第 2 条第 1 項又は</p>

	<p>第5項に該当するときは、当該更新の申請を要しない。</p> <p>2 条例第4条第1項及び第2項の規定による受給資格を証する証明書の交付は、福祉医療費受給資格証（様式第2号又は様式第2号の2。以下「受給資格証」という。）によるものとする。この場合において、受給資格の認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）が、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者（以下「子ども」という。）のうち、15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者にあつては、現物給付用福祉医療費受給資格証（様式第2号の3。以下「現物給付用受給資格証」という。）を併せて交付するものとする。</p> <p>3 町長は、条例第4条の申請において、認定又は更新することが適当でないと認めるときは、福祉医療費受給資格認定（更新）申請却下通知書（様式第3号。以下「申請却下通知書」という。）を、申請者に送付する。</p> <p>（受給資格証及び現物給付用受給資格証の返還）</p> <p>第5条 申請却下通知書が送付されたときは、当該受給資格証を町長に返還しなければならない。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>30日以内</p>
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉課
個 票 I D	福祉2003

< 処分の概要 >

許認可等の名称	受給資格の更新
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町福祉医療費の助成に関する条例第4条第2項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町福祉医療費の助成に関する条例第4条 川越町福祉医療費の助成に関する条例施行規則第3条、第5条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町福祉医療費の助成に関する条例 (受給資格の認定及び更新)</p> <p>第4条 対象者がこの条例に定める福祉医療費及び証明書料の助成を受けようとするときは、規則で定めるところにより受給資格の認定の申請を行い川越町長（以下「町長」という。）の認定を受け、規則で定める受給資格を証する証明書（以下「受給資格証」という。）の交付を受けなければならない。</p> <p>2 前項の受給資格の認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）は、規則で定めるところにより1年ごとに受給資格の更新の申請を行い町長の認定を受けなければならない。</p> <p>3 前2項の場合において、町長が必要と認めた場合は、対象者の保護者、養育者又は配偶者その他の者で、対象者を現に監護している者（以下「保護者等」という。）が対象者に代わり当該申請を行うことができるものとする。</p> <p>○川越町福祉医療費の助成に関する条例施行規則 (受給資格の認定及び更新)</p> <p>第3条 条例第4条第1項及び第2項の規定による受給資格の認定又は更新の申請は、福祉医療費受給資格認定（更新）申請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、受給資格の更新の申請にあつては、条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）の区分が条例第2条第1項又は第5項に該当するときは、当該更新の申請を要しない。</p> <p>2 条例第4条第1項及び第2項の規定による受給資格を証する証明書の交付は、福祉医療費受給資格証（様式第2号又は様式第2号の2。以下「受給資格証」という。）によるものとする。この場合において、受給資格の認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）が、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者（以下「子ども」という。）のうち、15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者にあつては、現物給付用福祉医療費受給資格証（様式第2号の3。以下「現物給付用受給資格証」という。）を併せて交付するものとする。</p>

	<p>3 町長は、条例第4条の規定による申請において、認定又は更新することが適当でないと認めるときは、福祉医療費受給資格認定（更新）申請却下通知書（様式第3号。以下「申請却下通知書」という。）を、申請者に送付する。</p> <p>（受給資格証及び現物給付用受給資格証の返還）</p> <p>第5条 申請却下通知書が送付されたときは、当該受給資格証を町長に返還しなければならない。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p><input checked="" type="checkbox"/>設定 <input type="checkbox"/>未設定</p> <p>30日以内</p>
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉課
個 票 I D	福祉 2 0 0 4

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	損害賠償との調整
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町福祉医療費の助成に関する条例第 11 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町福祉医療費の助成に関する条例第 11 条
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 ○川越町福祉医療費の助成に関する条例 (損害賠償との調整) 第 11 条 町長は、受給資格者又は保護者等が対象者の疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは当該疾病又は負傷に関する損害賠償の額の限度において、福祉医療費及び証明書料の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した福祉医療費及び証明書料の額に相当する額を返還させることができる。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉課
個 票 I D	福祉 2 0 0 5

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	不正利得の返還
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町福祉医療費の助成に関する条例第 12 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町福祉医療費の助成に関する条例第 12 条
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 ○川越町福祉医療費の助成に関する条例 (不正利得の返還) 第 12 条 町長は、偽りその他不正の手段により福祉医療費及び証明書料の助成を受けた者があるときは、その者から、既に助成した福祉医療費及び証明書料の額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉課
個 票 I D	福祉 2 0 0 6

< 処分の概要 >

許認可等の名称	受給資格証の再交付
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町福祉医療費の助成に関する条例施行規則第 6 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町福祉医療費の助成に関する条例施行規則第 6 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 ○川越町福祉医療費の助成に関する条例施行規則 （受給資格証の再交付申請） 第 6 条 受給資格証を破り、汚し、又は失ったときは、福祉医療費受給資格証再交付申請書（様式第 4 号）を、破り、又は汚した受給資格証を添えて、町長に提出し、再交付を受けることができる。 2 受給資格証の再交付を受けた後、失った受給資格証を発見したときは、直ちにこれを町長に返還しなければならない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	即日
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉課
個 票 I D	福祉 2 0 0 7

< 処分の概要 >

許認可等の名称	災害弔慰金の支給
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	災害弔慰金の支給等に関する条例第 3 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	災害弔慰金の支給等に関する条例第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第 2 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○災害弔慰金の支給等に関する条例 (災害弔慰金の支給)</p> <p>第 3 条 町は、町民が令第 1 条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。 (災害弔慰金を支給する遺族)</p> <p>第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。</p> <p>(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。</p> <p>ア 配偶者 イ 子 ウ 父母 エ 孫 オ 祖父母</p> <p>(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。</p> <p>2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にする。</p> <p>3 遺族が、遠隔地にある場合その他の事情により、前 2 項の規定により難いときは、同項の規定にかかわらず、第 1 項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。</p>

	<p>4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。 (災害弔慰金の額)</p> <p>第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。 (死亡の推定)</p> <p>第6条 災害の際現にその場にあつた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。 (支給の制限)</p> <p>第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。 (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 (2) 令第2条に規定する場合 (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合</p> <p>○災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 (支給の手続)</p> <p>第2条 町長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。 (1) 死亡者(行方不明を含む。以下同じ。)の氏名、性別、生年月日 (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況 (3) 死亡者の遺族に関する事項 (4) 支給の制限に関する事項 (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>直近で支払可能となる期間</p>
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉課
個 票 I D	福祉 2 0 0 8

< 処分の概要 >

許認可等の名称	災害障害見舞金の支給
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	災害弔慰金の支給等に関する条例第 9 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	災害弔慰金の支給等に関する条例第 7 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第 4 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○災害弔慰金の支給等に関する条例 (支給の制限)</p> <p>第 7 条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。</p> <p>(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合</p> <p>(2) 令第 2 条に規定する場合</p> <p>(3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合 (災害障害見舞金の支給)</p> <p>第 9 条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。 (災害障害見舞金の額)</p> <p>第 10 条 障害者 1 人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては 250 万円とし、その他の場合にあっては 125 万円とする。 (準用規定)</p> <p>第 11 条 第 7 条及び第 8 条の規定は、災害障害見舞金について準用する。</p> <p>○災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 (支給の手続)</p> <p>第 4 条 町長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。</p> <p>(1) 障害者の氏名、性別、生年月日</p> <p>(2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況</p> <p>(3) 障害の種類及び程度に関する事項</p>

	<p>(4) 支給の制限に関する事項</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>貯金で支払可能となる期間</p>
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉課
個 票 I D	福祉 2 0 0 9

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用の承認
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町老人福祉センター条例第 6 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町老人福祉センター条例第 5 条、第 6 条、第 7 条 川越町老人福祉センター条例施行規則第 4 条、第 5 条 川越町暴力団排除条例第 9 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町老人福祉センター条例 (使用者の範囲) 第 5 条 センターを使用できる者は、町内に居住するおおむね 60 歳以上の者とする。ただし、町長が特に必要と認めたときは、その他の者の使用を妨げないものとする。 (使用の承認) 第 6 条 センターを使用しようとする者は、町長の承認を受けなければならない。 (使用の不承認) 第 7 条 町長は、次の各号の一に該当すると認めたときは、センターの使用を承認しない。 (1) 秩序、風俗その他公益を害するおそれがあるとき。 (2) 施設又は附属設備を損傷するおそれがあるとき。 (3) その他町長において管理上支障があると認めたとき。</p> <p>○川越町老人福祉センター条例施行規則 (使用の申込み) 第 4 条 センターの使用は、個人にあつては使用の当日、団体にあつては使用の期日の 10 日前までに川越町老人福祉センター使用申請書(様式第 1 号)を提出し、町長の承認を受けなければならない。 2 町長は、団体の使用を承認したときは、川越町老人福祉センター使用承認書(様式第 2 号)を交付するものとする。 (使用の不承認) 第 5 条 条例第 7 条第 3 号の規定に基づき、次の各号の一に該当すると認めたときは、センターの使用を承認しない。 (1) 物品の販売等これらに類する行為を行うため使用しようとするとき。 (2) 商業宣伝等の目的で使用しようとするとき。 (3) その他管理上支障があるとき。</p>

	<p>○川越町暴力団排除条例 (公の施設の利用における制限)</p> <p>第9条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設のうち、多人数を収容できる会議場、集会場その他これらに類する施設の利用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	原則申請日から30日以内
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉課
個 票 I D	福祉 2 0 1 0

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用の取消し等
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町老人福祉センター条例第 8 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町老人福祉センター条例第 8 条 川越町暴力団排除条例第 9 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町老人福祉センター条例 (使用の取消し等) 第 8 条 町長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、センターの使用を停止し、又は承認を取り消すことができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 (2) その他町長において特に必要があると認めるとき。</p> <p>○川越町暴力団排除条例 (公の施設の利用における制限) 第 9 条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設のうち、多人数を収容できる会議場、集会場その他これらに類する施設の利用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。</p>
参 考 資 料	行政手続法第 13 条第 2 項第 1 号に該当し、適用除外
聴聞・弁明手続	
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉課
個 票 I D	福祉 2 0 1 1

< 処分の概要 >

許認可等の名称	基準該当障害福祉サービス事業者の登録
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則第 3 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則第 3 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則 （基準該当障害福祉サービス事業者の登録の要件及び手続）</p> <p>第 3 条 本町において障害者等の基準該当障害福祉サービスに係る基準該当障害福祉サービス事業者の登録は、三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年三重県条例第 21 号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）に規定する基準該当障害福祉サービスに関する基準を満たし、その基準に従って事業を継続的に運営し、サービスを提供できる者が、申請を行うことによりこれを行うものとする。</p> <p>2 前項の要件を満たし、基準該当障害福祉サービス事業者の登録を希望する者は、次の各号に掲げる事項を記載した基準該当障害福祉サービス事業者登録申請書（様式第 1 号）その他町長が必要と認める書類を提出しなければならない。</p> <p>（1）事業所（居宅介護に係る事業において当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地</p> <p>（2）申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所</p> <p>（3）事業の開始の予定年月日</p> <p>（4）事業所の平面図</p> <p>（5）事業所の設備の概要（居宅介護及び行動援護に係る事業を除く。）</p> <p>（6）事業所の管理者の氏名、経歴及び住所</p> <p>（7）事業所のサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所（居宅介護及び行動援護に係る事業を除く。）</p> <p>（8）運営規定</p> <p>（9）利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要</p> <p>（10）当該申請に係る事業に係る従業員の勤務体制及び勤務形態</p> <p>（11）その他登録に関し必要と認める事項</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、指定障害福祉サービス等基準第 94 条の規定による</p>

	基準を満たす指定通所介護事業者が、基準該当生活介護の登録を申請する場合は、前項各号に規定する添付書類を省略することができる。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	30日
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉課
個 票 I D	福祉 2 0 1 2

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	基準該当障害福祉サービス事業者の登録の取消し
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則第 9 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則第 9 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則 (登録の取消し)</p> <p>第 9 条 町長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第 4 条の登録を取り消すものとする。</p> <p>(1) 指定障害福祉サービス事業者の指定を受けたとき。</p> <p>(2) 登録事業者が第 3 条第 1 項に規定する基準を満たすことができなくなったとき。</p> <p>(3) 特例介護給付費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>(4) 登録事業者等が前条第 1 項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提出を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(5) 登録事業者等が前条第 1 項の規定による出頭を求められてこれに 응 ぜ ず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、登録事業者の従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該登録事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>(6) 登録事業者が不正の手段により第 4 条に規定する登録を受けたとき。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与

備 考	
--------	--

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉課
個 票 I D	福祉 2 0 1 3

< 処分の概要 >

許認可等の名称	基準該当通所支援事業者の登録
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町基準該当通所支援事業者の登録等に関する規則第 3 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町基準該当通所支援事業者の登録等に関する規則第 3 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町基準該当通所支援事業者の登録等に関する規則 （基準該当通所支援事業者の登録の要件及び手続）</p> <p>第 3 条 本町において障害児の基準該当通所支援に係る基準該当通所支援事業者の登録は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号。以下「指定通所支援基準」という。）に規定する基準該当通所支援に関する基準を満たし、その基準に従って事業を継続的に運営し、サービスを提供できる者が、申請を行うことによりこれを行うものとする。</p> <p>2 前項の要件を満たし、基準該当通所支援事業者の登録を希望する者は、次の各号に掲げる事項を記載した基準該当通所支援事業者登録申請書（様式第 1 号）その他町長が必要と認める書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 事業所（居宅介護に係る事業において当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地</p> <p>(2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所</p> <p>(3) 事業の開始の予定年月日</p> <p>(4) 事業所の平面図</p> <p>(5) 事業所の設備の概要（居宅介護及び行動援護に係る事業を除く。）</p> <p>(6) 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所</p> <p>(7) 事業所のサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所（居宅介護及び行動援護に係る事業を除く。）</p> <p>(8) 運営規定</p> <p>(9) 利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要</p> <p>(10) 当該申請に係る事業に係る従業員の勤務体制及び勤務形態</p> <p>(11) その他登録に関し必要と認める事項</p>

参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	30日
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉課
個 票 I D	福祉 2 0 1 4

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	基準該当通所支援事業者の登録の取消し
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町基準該当通所支援事業者の登録等に関する規則第 9 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町基準該当通所支援事業者の登録等に関する規則第 9 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町基準該当通所支援事業者の登録等に関する規則 (登録の取消し)</p> <p>第 9 条 町長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第 4 条の登録を取り消すものとする。</p> <p>(1) 指定通所支援事業者の指定を受けたとき。</p> <p>(2) 登録事業者が、第 3 条第 1 項に規定する基準を満たすことができなくなったとき。</p> <p>(3) 特例障害児通所給付費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>(4) 登録事業者等が前条第 1 項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提出を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(5) 登録事業者等が前条第 1 項の規定による出頭を求められてこれに 응 ぜ ず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、登録事業者の従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該登録事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>(6) 登録事業者が不正の手段により第 4 条に規定する登録を受けたとき。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞又は弁明の機会の付与

備 考	
--------	--

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉課
個 票 I D	福祉 2 0 1 5

< 処分の概要 >

許認可等の名称	終身年金の支給
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	年金給与条例第 1 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	年金給与条例第 1 条 年金給与条例施行規則第 2 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○年金給与条例 (終身年金の支給)</p> <p>第 1 条 川越町に住民登録されている年齢満 75 歳以上の者並びに川越町に在住する身体障害者のうち、1 級、2 級及び 3 級のいずれかに該当する身体障害者手帳を有する者（以下「身体障害者」という。）、療育手帳を有する者（以下「知的障害者」という。）並びに精神障害者のうち、1 級及び 2 級のいずれかに該当する精神障害者保健福祉手帳を有する者（以下「精神障害者」という。）に終身年金を支給するものとする。</p> <p>○年金給与条例施行規則 (申請)</p> <p>第 2 条 年金の支給を受けようとする者は、年金支給申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。ただし、本人において申請することができない場合は、代理人から申請することができる。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>6 0 日</p>
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉課
個 票 I D	福祉 2 5 0 0

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	保険料の督促手数料の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町介護保険条例第 8 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町介護保険条例第 8 条
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 ○川越町介護保険条例 (保険料の督促手数料) 第 8 条 保険料の督促手数料は、督促状 1 通につき 100 円とする。ただし、やむを得ない理由があると認める場合は、これを徴収しない。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉課
個 票 I D	福祉 2 5 0 1

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	延滞金の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町介護保険条例第 9 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町介護保険条例第 9 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町介護保険条例 (延滞金)</p> <p>第 9 条 法第 132 条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者(以下「保険料の納付義務者」という。)は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年 14.6 パーセント(当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については年 7.3 パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する延滞金額の端数計算については、地方税法第 20 条の 4 の 2 第 5 項の規定を準用する。</p> <p>3 第 1 項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。</p> <p>4 町長は、特別な事情のある者について、第 1 項の延滞金を減免することができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉課
個 票 I D	福祉 2 5 0 2

< 処分の概要 >

許認可等の名称	延滞金の減免
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町介護保険条例第 9 条第 4 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町介護保険条例第 9 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町介護保険条例 (延滞金)</p> <p>第 9 条 法第 132 条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者（以下「保険料の納付義務者」という。）は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年 14.6 パーセント（当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については年 7.3 パーセント）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する延滞金額の端数計算については、地方税法第 20 条の 4 の 2 第 5 項の規定を準用する。</p> <p>3 第 1 項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。</p> <p>4 町長は、特別な事情のある者について、第 1 項の延滞金を減免することができる。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p>
	3 0 日
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉課
個 票 I D	福祉 2 5 0 3

< 処分の概要 >

許認可等の名称	保険料の徴収猶予
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町介護保険条例第 10 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町介護保険条例第 10 条 川越町介護保険条例施行規則第 26 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町介護保険条例 (保険料の徴収猶予)</p> <p>第 10 条 町長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6 カ月以内の期間を限って徴収猶予することができる。</p> <p>(1) 第 1 号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。</p> <p>(2) 第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。</p> <p>(3) 第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。</p> <p>(4) 第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。</p> <p>(5) 前各号に掲げる理由に類する理由があったこと。</p> <p>2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 第 1 号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所</p> <p>(2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月</p> <p>(3) 徴収猶予を必要とする理由</p> <p>○川越町介護保険条例施行規則</p>

	<p>(保険料の徴収猶予又は減免の申請)</p> <p>第 26 条 条例第 10 条第 2 項又は第 11 条第 2 項の規定に係る申請書は、介護保険料徴収猶予・減免申請書（様式第 38 号）によるものとする。</p> <p>2 町長は前項の申請書の提出があった場合は、速やかに審査の上、徴収猶予の承認又は不承認については、介護保険料徴収猶予決定通知書（様式第 39 号）により、保険料の減免の承認又は不承認については介護保険料減免決定通知書（様式第 40 号）により、当該申請者に通知するものとする。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	30 日
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉課
個 票 I D	福祉 2 5 0 4

< 処分の概要 >

許認可等の名称	保険料の減免
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町介護保険条例第 11 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町介護保険条例第 11 条 川越町介護保険条例施行規則第 26 条、第 27 条、第 28 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町介護保険条例 (保険料の減免)</p> <p>第 11 条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。</p> <p>(1) 第 1 号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。</p> <p>(2) 第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。</p> <p>(3) 第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。</p> <p>(4) 第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。</p> <p>(5) その他特別な事情があったこと。</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前 7 日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の 15 日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 第 1 号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所</p> <p>(2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月</p> <p>(3) 減免を必要とする理由</p>

	<p>3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。</p> <p>○川越町介護保険条例施行規則 (保険料の徴収猶予又は減免の申請)</p> <p>第26条 条例第10条第2項又は第11条第2項の規定に係る申請書は、介護保険料徴収猶予・減免申請書(様式第38号)によるものとする。</p> <p>2 町長は前項の申請書の提出があった場合は、速やかに審査の上、徴収猶予の承認又は不承認については、介護保険料徴収猶予決定通知書(様式第39号)により、保険料の減免の承認又は不承認については介護保険料減免決定通知書(様式第40号)により、当該申請者に通知するものとする。</p> <p>(保険料の徴収を行った後の保険料減免について)</p> <p>第27条 町長は、保険料の徴収を行った後についても、条例第11条第1項各号のいずれかに該当する者のうち、必要と認める者について、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については、法第139条第2項の規定に基づき、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については、法第142条及び条例第11条第1項の規定に基づき、還付するものとする。</p> <p>2 前項の規定に基づき還付を受けようとする者は、条例第11条第1項各号に掲げる事由が発生した日から14日以内に町長に減免に係る申請書を提出しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>(保険料の減免割合)</p> <p>第28条 条例第11条第1項の規定に基づき保険料を減免する場合は、その者の属する世帯の収入が条例第11条第1項各号に掲げる事由により、2分の1以下に減少したと認めた者について、次の各号に定める割合を減額することができる。</p> <p>(1) 条例第11条第1項第1号に係る場合 保険料額の2分の1を超える額を減額</p> <p>(2) 条例第11条第1項第2号に係る場合(世帯全体の収入が最低生活費の1.3倍以内の者に限る。) 保険料額の2分の1以内の額を減額</p> <p>(3) 条例第11条第1項第3号に係る場合(世帯全体の収入が最低生活費の1.3倍以内の者に限る。) 保険料額の2分の1以内の額を減額</p> <p>(4) 条例第11条第1項第4号に係る場合(世帯全体の収入が最低生活費の1.3倍以内の者に限る。) 保険料額の2分の1以内の額を減額</p> <p>(5) 条例第11条第1項第5号に係る場合(世帯全体の収入が最低生活費の1.3倍以内の者に限る。) 保険料額の2分の1以内の額を減額</p>
<p>参 考 資 料</p>	
<p>標 準 処 理 期 間</p>	<p>■設定 □未設定</p> <p>30日</p>
<p>備 考</p>	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉課
個 票 I D	福祉 2 5 0 5

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	過料
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町介護保険条例第 13 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町介護保険条例第 13 条 川越町介護保険条例施行規則第 31 条
処 分 基 準	<p>■設定 <input type="checkbox"/>未設定</p> <p>○川越町介護保険条例 第 13 条 川越町は、第 1 号被保険者が法第 12 条第 1 項本文の規定による届出をしないとき (同条第 2 項の規定により当該第 1 号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)、又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、10 万円以下の過料に処する。</p> <p>○川越町介護保険条例施行規則 (過料処分の通知) 第 31 条 町長は、条例第 13 条から第 17 条までに規定する過料を課する場合は、第 1 号被保険者に対し、過料処分通知書を交付するものとする。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉課
個 票 I D	福祉 2 5 0 6

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	過料
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町介護保険条例第 14 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町介護保険条例第 14 条 川越町介護保険条例施行規則第 31 条
処 分 基 準	<p>■設定 <input type="checkbox"/>未設定</p> <p>○川越町介護保険条例 第 14 条 川越町は、法第 30 条第 1 項後段、法第 31 条第 1 項後段、法第 33 条の 3 第 1 項後段、法第 34 条第 1 項後段、法第 35 条第 6 項後段、法第 66 条第 1 項若しくは第 2 項又は法第 68 条第 1 項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し 10 万円以下の過料に処する。</p> <p>○川越町介護保険条例施行規則 (過料処分の通知) 第 31 条 町長は、条例第 13 条から第 17 条までに規定する過料を課する場合は、第 1 号被保険者に対し、過料処分通知書を交付するものとする。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉課
個 票 I D	福祉 2 5 0 7

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	過料
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町介護保険条例第 15 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町介護保険条例第 15 条 川越町介護保険条例施行規則第 31 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町介護保険条例 第 15 条 川越町は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第 202 条第 1 項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10 万円以下の過料に処する。</p> <p>○川越町介護保険条例施行規則 (過料処分の通知) 第 31 条 町長は、条例第 13 条から第 17 条までに規定する過料を課する場合は、第 1 号被保険者に対し、過料処分通知書を交付するものとする。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉課
個 票 I D	福祉 2 5 0 8

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	過料
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町介護保険条例第 16 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町介護保険条例第 16 条 川越町介護保険条例施行規則第 31 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町介護保険条例 第 16 条 川越町は、偽りその他不正の行為により保険料その他この法律の規定による徴収金（法第 150 条第 1 項に規定する納付金及び法第 157 条第 1 項に規定する延滞金を除く。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額以下の過料に処する。</p> <p>○川越町介護保険条例施行規則 （過料処分の通知） 第 31 条 町長は、条例第 13 条から第 17 条までに規定する過料を課する場合は、第 1 号被保険者に対し、過料処分通知書を交付するものとする。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	町民保険課
個 票 I D	福祉 2 5 0 9

< 処分の概要 >

許認可等の名称	保険料の徴収を行った後の保険料減免及び還付
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町介護保険条例施行規則第 27 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町介護保険条例施行規則第 27 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町介護保険条例施行規則 （保険料の徴収を行った後の保険料減免について） 第 27 条 町長は、保険料の徴収を行った後についても、条例第 11 条第 1 項各号のいずれかに該当する者のうち、必要と認める者について、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については、法第 139 条第 2 項の規定に基づき、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については、法第 142 条及び条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、還付するものとする。</p> <p>2 前項の規定に基づき還付を受けようとする者は、条例第 11 条第 1 項各号に掲げる事由が発生した日から 14 日以内に町長に減免に係る申請書を提出しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p>
	6 0 日
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉課
個 票 I D	福祉 2 5 1 0

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	保険料の徴収猶予又は減免の取消し
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町介護保険条例施行規則第 29 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町介護保険条例施行規則第 29 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町介護保険条例施行規則 (保険料の徴収猶予又は減免の取消し) 第 29 条 町長は、保険料の徴収猶予又は減免を受けている第 1 号被保険者が次の各号のいずれかに該当する場合は、保険料の徴収猶予又は減免を取り消すものとする。</p> <p>(1) 第 26 条第 1 項に規定する介護保険料徴収猶予・減免申請書に事実と異なる虚偽の申請をし、又はその他不正な行為によって保険料の徴収猶予又は減免を受けたとき。</p> <p>(2) 町長が保険料の徴収猶予又は減免の必要がないと認めたとき。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	子ども家庭課
個 票 I D	子ども 2 0 0 1

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	損害賠償との調整
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町福祉医療費の助成に関する条例第 11 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町福祉医療費の助成に関する条例第 11 条
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 ○川越町福祉医療費の助成に関する条例 (損害賠償との調整) 第 11 条 町長は、受給資格者又は保護者等が対象者の疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは当該疾病又は負傷に関する損害賠償の額の限度において、福祉医療費及び証明書料の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した福祉医療費及び証明書料の額に相当する額を返還させることができる。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	子ども家庭課
個 票 I D	子ども 2002

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	不正利得の返還
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町福祉医療費の助成に関する条例第 12 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町福祉医療費の助成に関する条例第 12 条
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 ○川越町福祉医療費の助成に関する条例 (不正利得の返還) 第 12 条 町長は、偽りその他不正の手段により福祉医療費及び証明書料の助成を受けた者があるときは、その者から、既に助成した福祉医療費及び証明書料の額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	子ども家庭課
個 票 I D	子ども 2 0 0 3

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	保育料の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町立保育所設置条例第 3 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	<p>川越町立保育所設置条例第 3 条 川越町立保育所利用者負担額に関する条例第 2 条 川越町特定保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する規則第 3 条、 第 4 条、別表</p>
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町立保育所設置条例 (保育料) 第 3 条 保育所において保育を行ったときは、保護者又は扶養義務者から、川越町立保育所利用者負担額に関する条例 (平成 27 年条例第 10 号) に規定する利用者負担額 (町の区域外に居住する場合にあっては、居住する市町村の定める額) を保育料として徴収する。</p> <p>○川越町立保育所利用者負担額に関する条例 (利用者負担額) 第 2 条 町が定める保育所の利用者負担額は、法第 27 条第 3 項第 2 号、第 28 条第 2 項各号、第 29 条第 3 項第 2 号及び第 30 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに規定する教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して、当該規定の政令で定める額を限度として、規則で定める。</p> <p>○川越町特定保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する規則 (利用者負担額) 第 3 条 利用者負担額は、次に掲げる額を基準に別表に定める額とする。ただし、満 3 歳以上保育認定子ども (令第 4 条第 1 項第 2 号に規定する「特定満 3 歳以上保育認定子ども」を除く。) に係る利用者負担額は、0 円とする。 (1) 法第 27 条第 3 項第 2 号、第 28 条第 2 項第 1 号若しくは第 2 号、第 29 条第 3 項第 2 号又は第 30 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに規定する政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して町が定める額 (2) 法附則第 6 条第 4 項の規定により保育費用を保護者等から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて町が定める額</p>

	<p>別表 省略</p> <p>(所得を判断できない場合等の利用者負担額の決定)</p> <p>第4条 町長は、保護者等から利用者負担額の算定のために必要な事項についての届出がないとき、又は当該事項について公簿等によって確認することができないときは、当該保護者等の属する世帯の前年の9月以後の期間に係る階層区分の認定の状況その他当該世帯の事情を勘案し、階層区分の仮認定を行うものとする。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第13条第2項第4号に該当し、適用除外
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	子ども家庭課
個 票 I D	子ども 2 0 0 4

< 処分の概要 >

許認可等の名称	利用者負担額の減免
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町立保育所利用者負担額に関する条例第 3 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町立保育所利用者負担額に関する条例第 3 条 川越町特定保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する規則第 7 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町立保育所利用者負担額に関する条例 (利用者負担額の減免) 第 3 条 町長は、災害その他の理由により特に必要があると認めるときは、利用者負担額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>○川越町特定保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する規則 (利用者負担額の減免等) 第 7 条 第 3 条の規定にかかわらず、災害、疾病、その他特別な理由により町長が必要と認めたときは、利用者負担額を減額し、又は免除することができる。 2 前項の規定による利用者負担額の減免を受けようとする者は、町長に申請しなければならない。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>原則申請日から 14 日以内</p>
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	子ども家庭課
個 票 I D	子ども 2 0 0 5

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	利用者負担額
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町特定保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する規則第 3 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町特定保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する規則第 3 条、第 4 条、別表
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町特定保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する規則 (利用者負担額)</p> <p>第 3 条 利用者負担額は、次に掲げる額を基準に別表に定める額とする。ただし、満 3 歳以上保育認定子ども (令第 4 条第 1 項第 2 号に規定する「特定満 3 歳以上保育認定子ども」を除く。) に係る利用者負担額は、0 円とする。</p> <p>(1) 法第 27 条第 3 項第 2 号、第 28 条第 2 項第 1 号若しくは第 2 号、第 29 条第 3 項第 2 号又は第 30 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに規定する政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して町が定める額</p> <p>(2) 法附則第 6 条第 4 項の規定により保育費用を保護者等から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて町が定める額 (所得を判断できない場合等の利用者負担額の決定)</p> <p>第 4 条 町長は、保護者等から利用者負担額の算定のために必要な事項についての届出がないとき、又は当該事項について公簿等によって確認することができないときは、当該保護者等の属する世帯の前年の 9 月以後の期間に係る階層区分の認定の状況その他当該世帯の事情を勘案し、階層区分の仮認定を行うものとする。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外

備 考	
--------	--

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	子ども家庭課
個 票 I D	子ども 2 0 0 6

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	保育料の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町立川越幼稚園設置条例第 5 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町立川越幼稚園設置条例第 5 条 川越町立川越幼稚園利用者負担額に関する条例第 2 条 川越町立川越幼稚園利用者負担額に関する条例施行規則第 3 条、第 4 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町立川越幼稚園設置条例 (保育料) 第 5 条 幼稚園に学籍があるときは、保護者又は扶養義務者から、川越町立川越幼稚園利用者負担額に関する条例(平成 27 年条例第 20 号)に規定する利用者負担額を保育料として徴収する。</p> <p>○川越町立川越幼稚園利用者負担額に関する条例 (利用者負担額) 第 2 条 町が定める幼稚園の利用者負担額は、法第 27 条第 3 項第 2 号又は第 28 条第 2 項第 1 号及び第 3 号に規定する教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して、当該規定の政令で定める額を限度として、教育委員会規則で定める額とする。</p> <p>○川越町立川越幼稚園利用者負担額に関する条例施行規則 (利用者負担額) 第 3 条 条例第 2 条に規定する利用者負担額は、0 円とする。 (利用者負担額の決定)</p> <p>第 4 条 町長は川越町立川越幼稚園(以下「幼稚園」という。)に入園決定した幼児について、当該幼児の属する世帯の直近の所得の状況その他の事情を勘案して利用者負担額を決定する。</p>
参 考 資 料	

聴聞・弁明手続	適用除外
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	子ども家庭課
個 票 I D	子ども2007

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	利用者負担額の決定
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町立川越幼稚園利用者負担額に関する条例第2条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町立川越幼稚園利用者負担額に関する条例第2条 川越町立川越幼稚園利用者負担額に関する条例施行規則第3条、第4条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町立川越幼稚園利用者負担額に関する条例 (利用者負担額) 第2条 町が定める幼稚園の利用者負担額は、法第27条第3項第2号又は第28条第2項第1号及び第3号に規定する教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して、当該規定の政令で定める額を限度として、教育委員会規則で定める額とする。</p> <p>○川越町立川越幼稚園利用者負担額に関する条例施行規則 (利用者負担額) 第3条 条例第2条に規定する利用者負担額は、0円とする。 (利用者負担額の決定) 第4条 町長は川越町立川越幼稚園（以下「幼稚園」という。）に入園決定した幼児について、当該幼児の属する世帯の直近の所得の状況その他の事情を勘案して利用者負担額を決定する。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	子ども家庭課
個 票 I D	子ども 2008

< 処分の概要 >

許認可等の名称	利用者負担額の減免
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町立川越幼稚園利用者負担額に関する条例第3条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町立川越幼稚園利用者負担額に関する条例第3条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 ○川越町立川越幼稚園利用者負担額に関する条例 （利用者負担額の減免） 第3条 町長は、災害その他の理由により特に必要があると認めるときは、利用者負担額を減額し、又は免除することができる。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	原則申請日から14日以内
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	子ども家庭課
個 票 I D	子ども 2 0 0 9

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	利用者負担額の決定
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町子どものための教育に関する利用者負担額に関する規則第 3 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町子どものための教育に関する利用者負担額に関する規則第 2 条、第 3 条
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 ○川越町子どものための教育に関する利用者負担額に関する規則 (利用者負担額) 第 2 条 利用者負担額は、0 円とする。 (利用者負担額の決定) 第 3 条 町長は法第 19 条第 1 号の認定を受け、幼稚園又は認定こども園 (以下「幼稚園等」という。) に入園決定した幼児について、当該幼児の属する世帯の直近の所得の状況その他の事情を勘案して利用者負担額を決定する。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	子ども家庭課
個 票 I D	子ども2010

< 処分の概要 >

許認可等の名称	受給資格の認定
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町福祉医療費の助成に関する条例第4条第1項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町福祉医療費の助成に関する条例第3条、第4条 川越町福祉医療費の助成に関する条例施行規則第3条、第5条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町福祉医療費の助成に関する条例 (対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。</p> <p>(1) 川越町の区域内に住所を有する者</p> <p>(2) 医療保険各法の規定により医療に関する給付を受けることができる者</p> <p>(3) 前条第1項から第5項までのいずれかに該当する者</p> <p>(受給資格の認定及び更新)</p> <p>第4条 対象者がこの条例に定める福祉医療費及び証明書料の助成を受けようとするときは、規則で定めるところにより受給資格の認定の申請を行い川越町長（以下「町長」という。）の認定を受け、規則で定める受給資格を証する証明書（以下「受給資格証」という。）の交付を受けなければならない。</p> <p>2 前項の受給資格の認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）は、規則で定めるところにより1年ごとに受給資格の更新の申請を行い町長の認定を受けなければならない。</p> <p>3 前2項の場合において、町長が必要と認めた場合は、対象者の保護者、養育者又は配偶者その他の者で、対象者を現に監護している者（以下「保護者等」という。）が対象者に代わり当該申請を行うことができるものとする。</p> <p>○川越町福祉医療費の助成に関する条例施行規則 (受給資格の認定及び更新)</p> <p>第3条 条例第4条第1項及び第2項の規定による受給資格の認定又は更新の申請は、福祉医療費受給資格認定（更新）申請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、受給資格の更新の申請にあっては、条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）の区分が条例第2条第1項又は第5項に該当するときは、当該更新の申請を要しない。</p>

	<p>2 条例第4条第1項及び第2項の規定による受給資格を証する証明書の交付は、福祉医療費受給資格証（様式第2号又は様式第2号の2。以下「受給資格証」という。）によるものとする。この場合において、受給資格の認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）が、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者（以下「子ども」という。）のうち、15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者にあつては、現物給付用福祉医療費受給資格証（様式第2号の3。以下「現物給付用受給資格証」という。）を併せて交付するものとする。</p> <p>3 町長は、条例第4条の規定による申請において、認定又は更新することが適当でないと認めるときは、福祉医療費受給資格認定（更新）申請却下通知書（様式第3号。以下「申請却下通知書」という。）を、申請者に送付する。</p> <p>（受給資格証及び現物給付用受給資格証の返還）</p> <p>第5条 申請却下通知書が送付されたときは、当該受給資格証を町長に返還しなければならない。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>即日</p>
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	子ども家庭課
個 票 I D	子ども 2 0 1 1

< 処分の概要 >

許認可等の名称	受給資格の更新
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町福祉医療費の助成に関する条例第 4 条第 2 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町福祉医療費の助成に関する条例第 4 条 川越町福祉医療費の助成に関する条例施行規則第 3 条、第 5 条
審 査 基 準	<p>■設定 <input type="checkbox"/>未設定</p> <p>○川越町福祉医療費の助成に関する条例 (受給資格の認定及び更新)</p> <p>第 4 条 対象者がこの条例に定める福祉医療費及び証明書料の助成を受けようとするときは、規則で定めるところにより受給資格の認定の申請を行い川越町長（以下「町長」という。）の認定を受け、規則で定める受給資格を証する証明書（以下「受給資格証」という。）の交付を受けなければならない。</p> <p>2 前項の受給資格の認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）は、規則で定めるところにより 1 年ごとに受給資格の更新の申請を行い町長の認定を受けなければならない。</p> <p>3 前 2 項の場合において、町長が必要と認めた場合は、対象者の保護者、養育者又は配偶者その他の者で、対象者を現に監護している者（以下「保護者等」という。）が対象者に代わり当該申請を行うことができるものとする。</p> <p>○川越町福祉医療費の助成に関する条例施行規則 (受給資格の認定及び更新)</p> <p>第 3 条 条例第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定による受給資格の認定又は更新の申請は、福祉医療費受給資格認定（更新）申請書（様式第 1 号）により行うものとする。ただし、受給資格の更新の申請にあつては、条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）の区分が条例第 2 条第 1 項又は第 5 項に該当するときは、当該更新の申請を要しない。</p> <p>2 条例第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定による受給資格を証する証明書の交付は、福祉医療費受給資格証（様式第 2 号又は様式第 2 号の 2。以下「受給資格証」という。）によるものとする。この場合において、受給資格の認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）が、18 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの間にある者（以下「子ども」という。）のうち、15 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの間にある者にあつては、現物給付用福祉医療費受給資格証（様式第 2 号の 3。以下「現物給付用受給資格証」という。）を併せて交付するものとする。</p>

	<p>3 町長は、条例第4条の規定による申請において、認定又は更新することが適当でないと認めるときは、福祉医療費受給資格認定（更新）申請却下通知書（様式第3号。以下「申請却下通知書」という。）を、申請者に送付する。</p> <p>（受給資格証及び現物給付用受給資格証の更新及び返還）</p> <p>第5条 申請却下通知書が送付されたときは、当該受給資格証を町長に返還しなければならない。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p><input checked="" type="checkbox"/>設定 <input type="checkbox"/>未設定</p> <p>30 日以内</p>
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	子ども家庭課
個 票 I D	子ども 2 0 1 2

< 処分の概要 >

許認可等の名称	受給資格証の再交付
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町福祉医療費の助成に関する条例施行規則第 6 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町福祉医療費の助成に関する条例施行規則第 6 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 ○川越町福祉医療費の助成に関する条例施行規則 （受給資格証の再交付申請） 第 6 条 受給資格証を破り、汚し、又は失ったときは、福祉医療費受給資格証再交付申請書（様式第 4 号）を、破り、又は汚した受給資格証を添えて、町長に提出し、再交付を受けることができる。 2 受給資格証の再交付を受けた後、失った受給資格証を発見したときは、直ちにこれを町長に返還しなければならない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	30 日以内
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	健康推進課
個 票 I D	健推 2 0 0 1

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用料等の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町国民健康保険川越診療所条例第 5 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町国民健康保険川越診療所条例第 5 条、別表
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町国民健康保険川越診療所条例 (使用料及び手数料)</p> <p>第 5 条 診療所で診療、処置等を受けた者又は診断書、証明書等の交付を受けようとする者は、使用料及び手数料(以下「使用料等」という。)を納付しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する使用料等の額は、別表に掲げるものにあつては同表に定める額に消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 29 条に規定する消費税の税率及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 72 条の 83 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額とし、これら以外のものにあつては診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)に基づき算定した額とする。ただし、診療契約によるものについては、その契約額とする。</p> <p>3 使用料等は、次の各号に掲げる区分により当該各号に定める時期に納付しなければならない。</p> <p>(1) 使用料 診療、処置等を受けた直後</p> <p>(2) 手数料 診断書、証明書等の交付を受ける時</p> <p>4 町長は、使用料等の納付義務者に納付する資力がないと認めたとき、又は特別な事情があると認めたときは、使用料等を減額又は免除することができる。</p> <p>別表 省略</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外

備 考	
--------	--

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	健康推進課
個 票 I D	健推 2 0 0 2

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用料等の免除
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町国民健康保険川越診療所条例第 5 条第 4 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町国民健康保険川越診療所条例第 5 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町国民健康保険川越診療所条例 （使用料及び手数料）</p> <p>第 5 条 診療所で診療、処置等を受けた者又は診断書、証明書等の交付を受けようとする者は、使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）を納付しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する使用料等の額は、別表に掲げるものにあつては同表に定める額に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 29 条に規定する消費税の税率及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 83 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額とし、これら以外のものにあつては診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）に基づき算定した額とする。ただし、診療契約によるものについては、その契約額とする。</p> <p>3 使用料等は、次の各号に掲げる区分により当該各号に定める時期に納付しなければならない。</p> <p>（1） 使用料 診療、処置等を受けた直後</p> <p>（2） 手数料 診断書、証明書等の交付を受ける時</p> <p>4 町長は、使用料等の納付義務者に納付する資力がないと認めたとき、又は特別な事情があると認めたときは、使用料等を減額又は免除することができる。</p>
	参 考 資 料
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	1 4 日

備	考	
---	---	--

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	産業建設課
個 票 I D	産建 2 0 0 1

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	船舶の移動命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町漁港管理条例第 5 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町漁港管理条例第 5 条
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 川越町漁港管理条例 (漁港内の秩序維持) 第 5 条 町長は、漁港内の秩序を維持するため特に必要があると認めるときは、漁港内に停泊、停留若しくは係留 (以下「停係泊」という。) をする船舶又はいかだに対して移動を命ずることができる。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	産業建設課
個 票 I D	産建 2 0 0 2

< 処分の概要 >

許認可等の名称	停係泊禁止区域における停係泊の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町漁港管理条例第 6 条第 2 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町漁港管理条例第 6 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町漁港管理条例 （停係泊禁止区域）</p> <p>第 6 条 町長は、漁港の区域内の水域の利用を適正に行わせるため必要があると認めるときは、水域の一部を停係泊禁止区域として指定することができる。</p> <p>2 船舶又はいかだは、停係泊禁止区域においては停係泊をしてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 海難を避けようとするとき。</p> <p>(2) 運転の自由を失ったとき。</p> <p>(3) 人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき。</p> <p>(4) その他町長が特に必要と認め、許可したとき。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p>
	1 0 日
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	産業建設課
個 票 I D	産建 2 0 0 3

< 処分の概要 >

許認可等の名称	危険物等の荷役の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町漁港管理条例第 7 条第 2 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町漁港管理条例第 7 条 川越町漁港管理条例施行規則第 2 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町漁港管理条例 (危険物等についての制限) 第 7 条 爆発物その他の危険物（当該船舶の使用に供するものを除く。）又は衛生上有害と認められるもの（以下「危険物等」という。）を積載した船舶は、町長の指示した場所でなければ停係泊をしてはならない。 2 危険物等の荷役をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。 3 危険物等の種類は、規則で定める。</p> <p>○川越町漁港管理条例施行規則 (許可、申請等) 第 2 条 次の各号に掲げる許可若しくは承認を受け、又は届出をしようとする者は、それぞれ当該各号に定める書類を町長に提出しなければならない。 (1) 条例第 3 条第 2 項の規定による届出 漁港施設（滅失・損傷）届（様式第 1 号） (2) 条例第 4 条第 1 項の承認 指定区域内工作物（新築・改築・増築）承認申請書（様式第 2 号） 指定区域内（土砂採取・土地掘削）承認申請書（様式第 3 号） (3) 条例第 7 条第 2 項の許可 危険物等荷役許可申請書（様式第 4 号） (4) 条例第 10 条第 3 項ただし書の許可 指定区域利用許可申請書（様式第 5 号） (5) 条例第 11 条の規定による届出 漁港施設利用届（様式第 6 号） (6) 条例第 12 条第 1 項の許可 漁港施設占用許可申請書（様式第 7 号） 工作物の（新築・改築・除去）許可申請書（様式第 8 号） (7) 条例第 13 条の届出</p>

	工事（着手・完成）届（様式第9号）
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	10日
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	産業建設課
個 票 I D	産建 2 0 0 4

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	放置物件の除去命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町漁港管理条例第 8 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町漁港管理条例第 8 条
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="radio"/> 川越町漁港管理条例 (放置物件の除去命令) 第 8 条 漁港区域内の水域における漂流物その他の物件又は町管理施設内に放置された物件が漁港の利用を著しく阻害するおそれがあるときは、町長は、当該物件の所有者、占有者等に対しその除去を命ずることができる。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	産業建設課
個 票 I D	産建 2 0 0 5

< 処分の概要 >

許認可等の名称	船舶を指定区域外に移動しないことの許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町漁港管理条例第 10 条第 3 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町漁港管理条例第 10 条 川越町漁港管理条例施行規則第 2 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町漁港管理条例 (陸揚輸送等の区域における利用の調整) 第 10 条 町長は、漁港の区域の一部を陸揚輸送及び出漁準備のための区域として指定することができる。</p> <p>2 町長は、前項の指定区域内にある町管理施設の運営上必要があると認めるときは、当該漁港施設において漁獲物等の陸揚又は船積を行う場所、時間その他の事項につき必要な指示をすることができる。</p> <p>3 船舶は、前項の漁港施設において漁獲物等の陸揚及び船積が終わったときは、速やかに第 1 項の指定区域外に移動しなければならない。ただし、当該区域の利用上支障がないと認めて町長が許可した場合は、この限りでない。</p> <p>4 第 2 項の漁港施設の利用者は、漁獲物等の陸揚又は船積が終わったときは、直ちにその陸揚又は船積を行った場所を清掃しなければならない。</p> <p>○川越町漁港管理条例施行規則 (許可、申請等) 第 2 条 次の各号に掲げる許可若しくは承認を受け、又は届出をしようとする者は、それぞれ当該各号に定める書類を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 条例第 3 条第 2 項の規定による届出 漁港施設 (滅失・損傷) 届 (様式第 1 号)</p> <p>(2) 条例第 4 条第 1 項の承認 指定区域内工作物 (新築・改築・増築) 承認申請書 (様式第 2 号) 指定区域内 (土砂採取・土地掘削) 承認申請書 (様式第 3 号)</p> <p>(3) 条例第 7 条第 2 項の許可 危険物等荷役許可申請書 (様式第 4 号)</p> <p>(4) 条例第 10 条第 3 項ただし書の許可 指定区域利用許可申請書 (様式第 5 号)</p> <p>(5) 条例第 11 条の規定による届出</p>

	漁港施設利用届（様式第6号） (6) 条例第12条第1項の許可 漁港施設占用許可申請書（様式第7号） 工作物の（新築・改築・除去）許可申請書（様式第8号） (7) 条例第13条の届出 工事（着手・完成）届（様式第9号）
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	10日
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	産業建設課
個 票 I D	産建 2 0 0 6

< 処分の概要 >

許認可等の名称	占用の許可等
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町漁港管理条例第 12 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町漁港管理条例第 12 条 川越町漁港管理条例施行規則第 2 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町漁港管理条例 (占用の許可等) 第 12 条 町管理施設を占用し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、若しくは除去しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。 2 前項の規定による許可を受けた者が、当該許可に関する事項を変更しようとするときも同様とする。 3 町長は、前項の許可に町管理施設の利用上必要な条件を付することができる。 4 第 1 項の占用の期間は、1 箇月（工作物の設置を目的とする占用にあつては 1 年）を超えることができない。ただし、町長が特別の必要があると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>○川越町漁港管理条例施行規則 (許可、申請等) 第 2 条 次の各号に掲げる許可若しくは承認を受け、又は届出をしようとする者は、それぞれ当該各号に定める書類を町長に提出しなければならない。 (1) 条例第 3 条第 2 項の規定による届出 漁港施設（滅失・損傷）届（様式第 1 号） (2) 条例第 4 条第 1 項の承認 指定区域内工作物（新築・改築・増築）承認申請書（様式第 2 号） 指定区域内（土砂採取・土地掘削）承認申請書（様式第 3 号） (3) 条例第 7 条第 2 項の許可 危険物等荷役許可申請書（様式第 4 号） (4) 条例第 10 条第 3 項ただし書の許可 指定区域利用許可申請書（様式第 5 号） (5) 条例第 11 条の規定による届出 漁港施設利用届（様式第 6 号） (6) 条例第 12 条第 1 項の許可</p>

	漁港施設占用許可申請書（様式第7号） 工作物の（新築・改築・除去）許可申請書（様式第8号） （7） 条例第13条の届出 工事（着手・完成）届（様式第9号）
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	10日
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	産業建設課
個 票 I D	産建 2 0 0 7

< 処分の概要 >

許認可等の名称	占用の変更の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町漁港管理条例第 12 条第 2 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町漁港管理条例第 12 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町漁港管理条例 （占用の許可等）</p> <p>第 12 条 町管理施設を占用し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、若しくは除去しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定による許可を受けた者が、当該許可に関する事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>3 町長は、前項の許可に町管理施設の利用上必要な条件を付することができる。</p> <p>4 第 1 項の占用の期間は、1 箇月（工作物の設置を目的とする占用にあつては 1 年）を超えることができない。ただし、町長が特別の必要があると認めた場合は、この限りでない。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p>
	1 0 日
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	産業建設課
個 票 I D	産建 2 0 0 8

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	占用料の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町漁港管理条例第 15 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町漁港管理条例第 15 条、別表 川越町漁港管理条例施行規則第 6 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町漁港管理条例 (占用料) 第 15 条 町長は、町管理施設を占用する者から別表に掲げる占用料を徴収する。 2 占用料は前納しなければならない。ただし、町長の承認を受けたときは、この限りでない。 3 町長は、特別の理由があると認めるときは、占用料を減免し、又は分納させることができる。 4 既納の占用料は返還しない。ただし、町長が占用者の責めに帰することができない理由があると認めるときは、この限りでない。 別表 省略</p> <p>○川越町漁港管理条例施行規則 (占用料の納付) 第 6 条 条例第 15 条第 2 項又は第 3 項の規定による占用料を納付するときは、本町の発行する納入通知書により、本町の指定する金融機関に納付しなければならない。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外

備 考	
--------	--

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	産業建設課
個 票 I D	産建 2 0 0 9

< 処分の概要 >

許認可等の名称	占用料の減免等
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町漁港管理条例第 15 条第 3 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町漁港管理条例第 15 条 川越町漁港管理条例施行規則第 7 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町漁港管理条例 （占用料） 第 15 条 町長は、町管理施設を占用する者から別表に掲げる占用料を徴収する。 2 占用料は前納しなければならない。ただし、町長の承認を受けたときは、この限りでない。 3 町長は、特別の理由があると認めるときは、占用料を減免し、又は分納させることができる。 4 既納の占用料は返還しない。ただし、町長が占用者の責めに帰することができない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>○川越町漁港管理条例施行規則 （占用料の減免申請） 第 7 条 条例第 15 条第 3 項の規定により占用料の減免を受けようとする者は、漁港施設占用料（減額・免除）申請書（様式第 17 号）を町長に提出しなければならない。 2 町長は、前項の規定により申請があったときは、漁港施設占用料（減額・免除）の（承認・不承認）決定通知書（様式第 18 号）により申請者に通知するものとする。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>3 0 日</p>

備	考	
---	---	--

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	産業建設課
個 票 I D	産建 2 0 1 0

< 処分の概要 >

許認可等の名称	占用料の返還
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町漁港管理条例第 15 条第 4 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町漁港管理条例第 15 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 川越町漁港管理条例 （占用料） 第 15 条 町長は、町管理施設を占用する者から別表に掲げる占用料を徴収する。 2 占用料は前納しなければならない。ただし、町長の承認を受けたときは、この限りでない。 3 町長は、特別の理由があると認めるときは、占用料を減免し、又は分納させることができる。 4 既納の占用料は返還しない。ただし、町長が占用者の責めに帰することができない理由があると認めるときは、この限りでない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	3 0 日
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	産業建設課
個 票 I D	産建 2 0 1 1

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	許可の取消し等
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町漁港管理条例第 16 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町漁港管理条例第 16 条、第 17 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町漁港管理条例 (監督処分)</p> <p>第 16 条 町長は、次の各号の一に該当する者に対し、その許可若しくは承認を取り消し、その許可に付した条件を変更し、若しくはその行為の中止を命じ、又は既に設置した工作物の改築、移転、除去等当該工作物により生ずべき漁港の保全若しくは利用上の障害を予防するために、必要な施設をすること、又は原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>(1) 第 4 条第 1 項又は第 12 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に違反した者</p> <p>(2) 第 12 条第 3 項の規定による許可に付した条件に違反した者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段により第 4 条第 1 項の規定による承認又は第 12 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による許可を受けた者</p> <p>(公益上の必要による許可等の取消し及び損失補償)</p> <p>第 17 条 町長は、特定漁港漁場整備事業その他の漁港の工事の施行又は漁港の維持管理のため特に必要があると認めるときは、第 4 条第 1 項の規定による承認又は第 12 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による許可を受けた者に対し、前条に規定する処分をし、又は同条に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対しては、町は通常生ずべき損失を補償するものとする。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞

備 考	
--------	--

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	産業建設課
個 票 I D	産建 2 0 1 2

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	原状回復命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町漁港管理条例第 16 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町漁港管理条例第 16 条、第 17 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町漁港管理条例 (監督処分)</p> <p>第 16 条 町長は、次の各号の一に該当する者に対し、その許可若しくは承認を取り消し、その許可に付した条件を変更し、若しくはその行為の中止を命じ、又は既に設置した工作物の改築、移転、除去等当該工作物により生ずべき漁港の保全若しくは利用上の障害を予防するために、必要な施設をすること、又は原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>(1) 第 4 条第 1 項又は第 12 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に違反した者</p> <p>(2) 第 12 条第 3 項の規定による許可に付した条件に違反した者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段により第 4 条第 1 項の規定による承認又は第 12 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による許可を受けた者 (公益上の必要による許可等の取消し及び損失補償)</p> <p>第 17 条 町長は、特定漁港漁場整備事業その他の漁港の工事の施行又は漁港の維持管理のため特に必要があると認めるときは、第 4 条第 1 項の規定による承認又は第 12 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による許可を受けた者に対し、前条に規定する処分をし、又は同条に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対しては、町は通常生ずべき損失を補償するものとする。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与

備 考	
--------	--

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	産業建設課
個 票 I D	産建 2 0 1 3

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	過料
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町漁港管理条例第 19 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町漁港管理条例第 19 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町漁港管理条例 (罰則)</p> <p>第 19 条 次の各号の一に該当する者に対し、50,000 円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第 3 条第 2 項又は第 11 条の規定による届出を怠った者</p> <p>(2) 第 4 条第 1 項の規定に違反した者</p> <p>(3) 第 5 条の規定による町長命令に従わない者</p> <p>(4) 第 6 条第 2 項又は第 7 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に違反した者</p> <p>(5) 第 8 条の規定による町長の命令に従わない者</p> <p>(6) 第 9 条、第 10 条第 3 項又は第 12 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に違反した者</p> <p>(7) 第 16 条又は第 17 条第 1 項の規定による町長の命令に従わない者</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	産業建設課
個 票 I D	産建 2 0 1 4

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	過料
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町漁港管理条例第 20 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町漁港管理条例第 20 条
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 ○川越町漁港管理条例 第 20 条 詐欺その他不正の行為により占用料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額 (当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。) 以下の過料に処する。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	産業建設課
個 票 I D	産建 2 0 1 5

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	分担金の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町災害復旧事業分担金条例第 3 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町災害復旧事業分担金条例第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町災害復旧事業分担金条例 (徴収の年度) 第 2 条 分担金は、災害復旧事業着手前から完成までの間にこれを徴収する。 (徴収の範囲) 第 3 条 分担金は、災害が発生し、災害復旧事業を施行することによって次の各号に掲げる者のうち利益を受ける者及び団体又は集団からこれを徴収する。 (1) 農地についてはその所有者であってこれを自ら使用している者又はその所有者であってこれを他人に使用させている者若しくは他人の所有する農地を使用する者 (2) 農業用施設については、当該施設を直接又は間接に利用している者 (分担金の総額) 第 4 条 分担金の総額は、川越町が災害復旧事業に要する費用の 100 分の 50 を超えない範囲で町長が定めた金額とする。 (分担金の賦課の基準) 第 5 条 分担金は、災害を受けた農地の面積、農業用施設等の被災の状況その他の事情を考慮して町長がその受ける利益を勘案して課する。 (徴収の時期及び方法) 第 6 条 分担金は、災害復旧事業の完成までに納入通知書によりこれを徴収する。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外

備 考	
--------	--

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	産業建設課
個票ID	産建2016

< 処分の概要 >

許認可等の名称	占用等の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町法定外公共物管理条例第4条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町法定外公共物管理条例第4条、第5条 川越町法定外公共物管理条例施行規則第3条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町法定外公共物管理条例 (行為の許可) 第4条 法定外公共物において次に掲げる行為（以下「占用等」という。）をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 特定の目的のために法定外公共物を占用し、又は使用すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、法定外公共物に関し工事をし、又は本来の目的以外に使用すること。 (3) 法定外公共物から砂利、砂、土砂その他これらに類するものを採取すること。</p> <p>(許可条件) 第5条 町長は、許可に際し、法定外公共物の管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>2 町長は、建設工事その他公益上特に必要があると認めるときは、許可の期間中であっても許可をした事項について制限することができる。</p> <p>○川越町法定外公共物管理条例施行規則 (許可申請の手続) 第3条 条例第4条の規定により町長の許可を受けようとする者又は占用の期間の更新の許可を受けようとする者は、当該申請の内容に応じ、それぞれ次の各号に定める様式により町長に申請しなければならない。この場合において占用期間更新許可申請については、当該期間満了の日の1月前までにしなければならない。</p> <p>(1) 占用 法定外公共物占用許可申請書（様式第1号） (2) 工事施行承認 法定外公共物工事施行承認許可申請書（様式第2号） (3) 許可事項の変更 法定外公共物許可事項変更許可申請書（様式第3号）</p> <p>2 前項の申請を行うに際して添付する書類は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 占用、工事の位置図、平面図、実測求積図、縦横断面図及び構造図</p>

	<p>(2) 他の法令等により官公署の許認可又は確認を必要とするときは、その書類の写し</p> <p>(3) 利害関係者の同意書</p> <p>(4) 地元自治区長の同意書</p> <p>(5) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類等</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	10日
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	産業建設課
個 票 I D	産建 2 0 1 7

< 処分の概要 >

許認可等の名称	占用等の変更の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町法定外公共物管理条例第 4 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町法定外公共物管理条例第 4 条 川越町法定外公共物管理条例施行規則第 3 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町法定外公共物管理条例 (行為の許可) 第 4 条 法定外公共物において次に掲げる行為（以下「占用等」という。）をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 特定の目的のために法定外公共物を占用し、又は使用すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、法定外公共物に関し工事をし、又は本来の目的以外に使用すること。 (3) 法定外公共物から砂利、砂、土砂その他これらに類するものを採取すること。</p> <p>○川越町法定外公共物管理条例施行規則 (許可申請の手続) 第 3 条 条例第 4 条の規定により町長の許可を受けようとする者又は占用の期間の更新の許可を受けようとする者は、当該申請の内容に応じ、それぞれ次の各号に定める様式により町長に申請しなければならない。この場合において占用期間更新許可申請については、当該期間満了の日の 1 月前までにしなければならない。</p> <p>(1) 占用 法定外公共物占用許可申請書（様式第 1 号） (2) 工事施行承認 法定外公共物工事施行承認許可申請書（様式第 2 号） (3) 許可事項の変更 法定外公共物許可事項変更許可申請書（様式第 3 号）</p> <p>2 前項の申請を行うに際して添付する書類は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 占用、工事の位置図、平面図、実測求積図、縦横断面図及び構造図 (2) 他の法令等により官公署の許認可又は確認を必要とするときは、その書類の写し (3) 利害関係者の同意書 (4) 地元自治区長の同意書</p>

	(5) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類等
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	10日
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	産業建設課
個 票 I D	産建 2 0 1 8

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	占用料の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町法定外公共物管理条例第 10 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町法定外公共物管理条例第 10 条 川越町道路占用料等徴収条例第 2 条、別表
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町法定外公共物管理条例 (占用料の徴収) 第 10 条 町長は、占用等の許可をしたときは、当該許可を受けた者から占用料を徴収する。 2 占用料の額及び徴収方法については、川越町道路占用料等徴収条例(昭和 62 年条例第 11 号)の規定を準用する。</p> <p>○川越町道路占用料等徴収条例 (占用料の額) 第 2 条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第 32 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により許可をし、又は法第 35 条の規定により協議し、同意した占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が 100 円に満たない場合にあつては、100 円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が 100 円に満たない場合にあつては、100 円)の合計額とする。 別表 省略</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外

備 考	
--------	--

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	産業建設課
個 票 I D	産建 2 0 1 9

< 処分の概要 >

許認可等の名称	占用料の還付
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町法定外公共物管理条例第 11 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町法定外公共物管理条例第 11 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 ○川越町法定外公共物管理条例 （占用料の還付） 第 11 条 既納の占用料は、還付しない。ただし、町長が特にやむを得ないと認める事由がある場合においては、その全額又は一部を還付することができる。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	3 0 日
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	産業建設課
個 票 I D	産建 2 0 2 0

< 処分の概要 >

許認可等の名称	占用料の減免
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町法定外公共物管理条例第 12 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町法定外公共物管理条例第 12 条 川越町法定外公共物管理条例施行規則第 8 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町法定外公共物管理条例 （占用料の減免） 第 12 条 町長は、次の各号の一に該当するときは、占用料を減免することができる。 （1） 公共の利益となる事業を行う目的で占用等の許可を受けたとき。 （2） 前号に定めるもののほか、町長が特に必要と定めたとき。</p> <p>○川越町法定外公共物管理条例施行規則 （減免申請の手続） 第 8 条 条例第 12 条の規定により、占用料の減免を受けようとする者は、占用料減免申請書（様式第 9 号）を町長に提出しなければならない。 2 町長は、前項の申請が条例第 12 条に定める要件を満たし、かつ、減免すべき正当な事由があると認めるときは、当該申請者に対し占用料減免決定通知書（様式第 10 号）を交付するものとする。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>3 0 日</p>
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	産業建設課
個 票 I D	産建 2 0 2 1

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	占用等の許可の取消し等
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町法定外公共物管理条例第 13 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町法定外公共物管理条例第 13 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町法定外公共物管理条例 (監督処分)</p> <p>第 13 条 町長は、次の各号の一に該当する者に対して、占用等の許可を取り消し、当該内容を変更し、当該効力を停止し、又は原状回復を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例の規定又は当該条例に基づく規則等の規定に違反した者</p> <p>(2) 占用等の許可に付した条件に違反した者</p> <p>(3) 詐欺その他不正の手段により占用等の許可を受けた者</p> <p>(4) 国又は地方公共団体等が法定外公共物に関する工事を施行するため、やむを得ない必要が生じたとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、法定外公共物の保全又は利用上やむを得ない公益上の必要が生じたとき。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	産業建設課
個 票 I D	産建 2 0 2 2

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	原状回復命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町法定外公共物管理条例第 13 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町法定外公共物管理条例第 13 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町法定外公共物管理条例 (監督処分)</p> <p>第 13 条 町長は、次の各号の一に該当する者に対して、占用等の許可を取り消し、当該内容を変更し、当該効力を停止し、又は原状回復を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例の規定又は当該条例に基づく規則等の規定に違反した者</p> <p>(2) 占用等の許可に付した条件に違反した者</p> <p>(3) 詐欺その他不正の手段により占用等の許可を受けた者</p> <p>(4) 国又は地方公共団体等が法定外公共物に関する工事を施行するため、やむを得ない必要が生じたとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、法定外公共物の保全又は利用上やむを得ない公益上の必要が生じたとき。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	産業建設課
個 票 I D	産建 2 0 2 3

< 処分の概要 >

許認可等の名称	占用料の減免
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町道路占用料等徴収条例第 3 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町道路占用料等徴収条例第 3 条 川越町道路占用等に関する規則第 10 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町道路占用料等徴収条例 （占用料の減免）</p> <p>第 3 条 町長は、次の各号に掲げる占有物件（法第 40 条に規定する占有物件をいう。以下同じ。）に係る占用料については、前条の規定にかかわらず、免除するものとする。</p> <p>(1) 法第 35 条に規定する事業及び地方公共団体の行う事業に係るもの</p> <p>(2) 日本鉄道建設公団が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設</p> <p>(3) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 10 号に規定する電気事業者又は電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 120 条第 1 項に規定する認定電気通信事業者（以下「認定電気通信事業者」という。）が設ける架空の道路横断電線及び道路横断電話線並びに各戸引込線</p> <p>(4) 占有物件たる電柱又は電話柱を支えている支柱及び支線</p> <p>(5) 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）の規定に基づいて設ける水管</p> <p>(6) 側こう、路たん又はのり面に鉄板、板等を常置する軽易な通路</p> <p>(7) 農道、林道その他公共の用に供する通路</p> <p>(8) 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件</p> <p>(9) 塩又は郵便切手の販売場所を示す規格化された看板（店舗に取り付けられたもので 1 店舗各 1 個に限る。）</p> <p>(10) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号に規定する一般乗合旅客自動車運送事業（以下「乗合自動車事業」という。）に係る待合所</p> <p>2 町長は、次の各号に掲げる占有物件に係る占用料については、前条の規定にかかわらず、規則で定める額を減額するものとする。</p> <p>(1) ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 11 項に規定するガス事業者の設けるガス管</p> <p>(2) 駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）第 17 条第 1 項に規定する都市計画において定められた路外駐車場</p>

	<p>(3) 乗合自動車事業に係る停留所の標識</p> <p>3 前2項に規定するもののほか町長が特に必要と認めた場合は、前条に定める占用料の額を減免することができる。</p> <p>○川越町道路占用等に関する規則 (占用料の減免)</p> <p>第10条 条例第3条第2項に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第11項に規定するガス事業者の設けるガス管 条例で定める額の100分の30</p> <p>(2) 駐車場法(昭和32年法律第106号)第17条第1項に規定する都市計画において定められた路外駐車場 条例で定める額の100分の35</p> <p>(3) 乗合自動車事業に係る停留所の標識 条例で定める額の100分の50</p> <p>2 条例第3条の規定による減免を受けようとする者は、道路占用料減免申請書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>30日</p>
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	産業建設課
個 票 I D	産建 2 0 2 4

< 処分の概要 >

許認可等の名称	占用料の返還
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町道路占用料等徴収条例第 5 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町道路占用料等徴収条例第 5 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 ○川越町道路占用料等徴収条例 （占用料の返還） 第 5 条 前条の規定に基づいて既に納めた占用料は、返還しない。ただし、町長が 法第 71 条第 2 項の規定により道路の占用の許可を取り消した場合において、既 に納めた占用料の額が当該占用の許可の日から当該占用の許可の取消しの日ま での期間につき算出した占用料の額を超えるときは、その超える額の占用料は、 返還する。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	3 0 日
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	産業建設課
個 票 I D	産建 2 0 2 5

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	延滞金の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町道路占用料等徴収条例第 6 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町道路占用料等徴収条例第 6 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町道路占用料等徴収条例 (延滞金)</p> <p>第 6 条 法第 73 条第 2 項の規定により町が徴収する延滞金の額は、第 4 条に規定する納入通知書に定められた納付期限の翌日からその占用料を納付する日までの期間の日数に応じ、占用料の額に年 10.75 パーセントの割合を乗じて計算した額とする。この場合において、占用料の額の一部につき納付があったときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる占用料の額は、その納付のあった占用料の額を控除した額とする。</p> <p>2 前項の延滞金は、その額が 100 円未満であるときは、徴収しないものとする。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	産業建設課
個 票 I D	産建 2 0 2 6

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	入居決定の取消し
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町営住宅管理条例第 7 条第 3 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町営住宅管理条例第 7 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町営住宅管理条例 (入居手続)</p> <p>第 7 条 町長は、入居者を決定したときは、当該入居者に入居承認書を交付するものとする。</p> <p>2 入居承認書の交付を受けた者は、町長が指定する期日までに次の各号に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 町内に住所を有し、独立の生計を営む者で、町長が適当と認める保証人 2 人の連署する契約書を提出すること。</p> <p>(2) 敷金として家賃の 3 月分に相当する金額を納付すること。</p> <p>3 町長は前項の手続を怠った入居者に対しては、第 1 項の承認を取り消すことができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	産業建設課
個 票 I D	産建 2 0 2 7

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	罰則
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町営住宅管理条例第 21 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町営住宅管理条例第 21 条
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="radio"/> 川越町営住宅管理条例 (罰則) 第 21 条 町長は、入居者が詐欺その他不正の行為により、家賃又は敷金の全部又は一部の徴収を免れたときは、その免れた金額の 5 倍に相当する金額 (当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。) 以下の過料に処する。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	上下水道課
個 票 I D	上下2001

< 処分の概要 >

許認可等の名称	排水設備等の計画の確認
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町公共下水道条例第5条第1項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町公共下水道条例第5条 川越町公共下水道条例施行規程第8条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町公共下水道条例 (排水設備等の計画の確認)</p> <p>第5条 排水設備又は前条の排水施設(これらに接続する除害施設を含む。以下「排水設備等」という。)を設置し、又は改築しようとする者は、あらかじめその計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して町長の確認を受けなければならない。</p> <p>(1) 申請者の氏名又は名称及び住所 (2) 申請書の提出の年月日 (3) 排水設備等を設置し、又は改築しようとする土地(以下この条において「申請地」という。)の所在、地番、面積並びに所有者の氏名又は名称及び住所 (4) 汚水を排除し、又は処理すべき排水設備等にあつては、排水人口 (5) 管渠の形状、寸法、材質、勾配及び延長 (6) ます又はマンホールの形状、寸法、材質及び数 (7) スクリーン、油脂止の装置その他の除害施設又はポンプ施設を設けるときは、その形状、寸法、材質、数及び能力 (8) 工事の実施の期日又は期間 (9) 工事を実施する者の氏名又は名称及び住所 (10) その他町長が必要と認めた事項</p> <p>2 前項(除害施設を除く。)の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 次に掲げる事項を表示した平面図 ア 申請地の境界線 イ 申請地の付近の道路の配置 ウ 申請地内にある建築物及び台所、浴室、水洗便所その他汚水を排出する施設の配置 エ 申請地の付近の公共下水道の配置</p>

- オ 他人の排水設備等を使用しようとするとき、その他人の排水設備等の配置
 - カ 管渠の配置、形状、寸法及び勾配
 - キ ます又はマンホールの配置
 - ク スクリーン、ポンプ施設又は防臭弁を設けるときは、その配置
 - ケ その他下水の排除の状況を明らかにするために必要な事項
- (2) 申請地の面積が1ヘクタール以上であるときは、申請地の地表勾配及び管渠の勾配を表示した縦断面図
- (3) スクリーン又はポンプ施設を設けるときは、その形状、寸法及び能力を表示した図面
- (4) 他人の土地又は排水設備等を使用しようとするときは、その他人の同意書（排水設備を設置し、又は改築するために他人の土地又は排水設備を使用しようとする場合において、相当な期間内にその他人の同意書を得ることができなかったときは、その事情も疎明した書面）
- (5) 町長が認めたディスポーザー排水処理システム等（以下「システム等」という。）を公共下水道へ接続しようとするときは、次に掲げる書類
- ア システム等の構造性能を示した仕様書の写し
 - イ 処理槽汚泥引抜等維持管理契約書の写し
 - ウ システム等の維持管理を適切に行うことを明記した誓約書
 - エ 町長が別に認めた評価機関が発行するシステム等の適合評価書の写し

3 除害施設を設置し、又は改造しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した書類その他町長が必要と認める書類を申請書に添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 申請地の付近の見取図
- (2) 申請地内の配置図
- (3) 製品名
- (4) 製品生産量
- (5) 作業時間
- (6) 生産工程一覧表
- (7) 原材料の配置
- (8) 廃水の出る場所及び水量
- (9) 使用水量と用水源の種類
- (10) 廃水の時間的変動と濃度の変化
- (11) 除害施設の設計書
- (12) 予想の除去率と放流水質
- (13) 除害施設設計計画説明書
- (14) 工事費概算額
- (15) 資金計画書

4 第1項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめその変更について同項の規定による町長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前に、又は事後において、遅滞なくその旨を町長に届出ることをもって足りる。

5 第1項の規定による確認を受けない排水設備等の設置又は改築の工事は実施してはならない。

○川越町公共下水道条例施行規則

（除害施設管理責任者の業務）

第5条 条例第18条第1項に規定する除害施設管理責任者の業務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 除害施設の操作及び維持に関すること。

	<p>(2) 除害施設から公共下水道に排除する下水の水質の測定及び記録に関する こと。</p> <p>(3) 除害施設の破損その他の事故が発生した場合の措置に関する こと。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	15日
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	上下水道課
個 票 I D	上下2002

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	改善命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町公共下水道条例第 20 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町公共下水道条例第 20 条
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 川越町公共下水道条例 (改善命令等) 第 20 条 町長は、使用者が第 16 条又は第 17 条の規定に基づく命令に違反して下水を公共下水道に排除しているときは、その者に対して期限を定めて当該下水の水質を改善することを命ずることができる。 2 町長は、前項の命令に従わない者に対し、公共下水道への下水の排除の一時停止を命ずることができる。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	上下水道課
個 票 I D	上下 2 0 0 3

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	一時停止命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町公共下水道条例第 20 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町公共下水道条例第 20 条
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 川越町公共下水道条例 (改善命令等) 第 20 条 町長は、使用者が第 16 条又は第 17 条の規定に基づく命令に違反して下水を公共下水道に排除しているときは、その者に対して期限を定めて当該下水の水質を改善することを命ずることができる。 2 町長は、前項の命令に従わない者に対し、公共下水道への下水の排除の一時停止を命ずることができる。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	上下水道課
個 票 I D	上下 2 0 0 4

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用料の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町公共下水道条例第 24 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町公共下水道条例第 24 条、第 25 条、第 26 条 川越町公共下水道条例施行規程第 23 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町公共下水道条例 (使用料の徴収)</p> <p>第 24 条 町は、公共下水道の使用について、使用料を徴収する。</p> <p>2 前項の使用料は、2 月ごとに前 2 月分の公共下水道の使用について、集金又は納入通知書による納付の方法によって徴収する。ただし、町長が必要と認めるときは、毎月又は随時に徴収することができる。</p> <p>3 使用者が排除した汚水の量の算定は、次の各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。</p> <p>(2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は、使用者の使用の態様を勘案して町長が認定する。</p> <p>4 連用給水装置により給水を受けている使用者の使用料は、その連用給水装置により給水を受けている総使用者が、連帯して納付する義務がある。この場合において、当該総使用者に係る管理人は、当該総使用者の使用料を集め、一括してこれを町に引き渡す義務がある。</p> <p>5 法人が合併し、若しくは解散した場合又は相続の開始があった場合における使用料の納付の義務の承継については、地方税の例による。</p> <p>6 第 2 項の規定にかかわらず、土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため公共下水道を使用するときその他町長が必要と認めるときは、町長は使用料を前納させることができる。</p> <p>7 前項の規定により使用料を前納させた場合における使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者又は管理人から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったときその他町長が必要と認めるときに行う。</p> <p>(使用料の額)</p> <p>第 25 条 使用料の料率は、1 月について次の表のとおりとする。</p> <p>表 省略</p> <p>2 使用料は、前項の規定により算出した使用料の合計額に消費税法 (昭和 63 年法律第 108 号) 第 29 条に規定する消費税の税率及び地方税法 (昭和 25 年法律第</p>

	<p>226号) 第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、その額に5円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨て、5円以上10円未満の端数が生じたときは5円とする。</p> <p>(使用料の算定方法)</p> <p>第26条 使用料の額は、2月ごとの定例日に、前2月において使用者が排除した汚水量に応じ算定する。</p> <p>2月の途中において使用を開始し、休止し、又は廃止した場合の基本料金は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 使用日数が16日以上の場合、1月分とする。</p> <p>(2) 使用日数が15日以内の場合で基本汚水量の2分の1未満のものは、半月分とする。</p> <p>(3) 使用日数が15日以内の場合で基本汚水量の2分の1以上のものは、1月分とする。</p> <p>○川越町公共下水道条例施行規程</p> <p>(使用料の徴収方法)</p> <p>第23条 条例第24条第2項の規定によるもののほか、町長が必要と認めるときは請求書又はその他の方法により納付させることができる。</p> <p>2 使用料の納付後その使用料に増減を生じたときは、その差額を精算する。</p>
<p>参 考 資 料</p>	
<p>聴 聞 ・ 弁 明 手 続</p>	<p>適用除外</p>
<p>備 考</p>	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	上下水道課
個 票 I D	上下 2 0 0 5

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用料の減免等
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町公共下水道条例第 27 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町公共下水道条例第 27 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 ○川越町公共下水道条例 （使用料の減免及び納期限の延長） 第 27 条 公益上その他特別の理由により町長が必要と認めたときは、使用料を減免又は納期限の延長をすることができる。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	6 0 日
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	上下水道課
個 票 I D	上下 2 0 0 6

< 処分の概要 >

許認可等の名称	占用の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町公共下水道条例第 31 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町公共下水道条例第 31 条 川越町公共下水道条例施行規程第 26 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町公共下水道条例 （占用の許可） 第 31 条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件（以下「占用物件」という。）を設 け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、占用許可 申請書を提出して、町長の許可を受けなければならない。ただし、占用物件の設 置について法第 24 条第 1 項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許 可とみなす。</p> <p>○川越町公共下水道条例施行規程 （占用の許可等） 第 26 条 条例第 31 条の規定による占用許可の申請は、公共下水道敷地等占用許可 （継続）申請書（様式第 13 号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出し なければならない。</p> <p>（1） 物件を設ける場所を表示した平面図 （2） 物件の配置並びに構造を表示した平面図及び断面図 （3） 占用が隣地の土地又は建物等の所有者に利害関係を有すると認められる ものについては、当該所有者の同意書</p> <p>2 占用許可の期間は、3 年以内とする。</p> <p>3 前項の占用許可期間満了後、占用を継続しようとする者は、期間満了の 1 月前 から当該期間が満了するまでの間に第 1 項の規定による公共下水道敷地等占用 許可（継続）申請書を町長に提出しなければならない。</p> <p>4 町長は、第 1 項及び前項に規定する占用許可の申請書が提出された場合は、内 容を審査し、適当と認めたときは、公共下水道敷地等占用許可書（様式第 14 号） を交付するものとする。</p>

参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■ 設 定 □ 未 設 定
	1 5 日
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	上下水道課
個 票 I D	上下2007

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	過料
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町公共下水道条例第 34 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町公共下水道条例第 34 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町公共下水道条例 (罰則)</p> <p>第 34 条 次の各号に掲げる者は、5 万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第 5 条第 5 項の規定に違反して排水設備等の設置又は改築の工事を実施した者</p> <p>(2) 第 7 条第 1 項、第 8 項若しくは第 10 項又は第 32 条第 1 項の規定に違反した者</p> <p>(3) 第 7 条第 2 項の規定による申請書又は同条第 8 項若しくは第 10 項の規定による届出書に偽りの記載をした者</p> <p>(4) 第 7 条第 7 項ただし書の規定による命令に従わなかった者</p> <p>(5) 第 32 条第 2 項の規定による指示に従わなかった者</p> <p>(6) 第 20 条の規定による命令に従わなかった者</p> <p>(7) 第 21 条の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者</p> <p>(8) 第 22 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>(9) 第 5 条第 1 項から第 4 項まで、第 6 条第 1 項、第 8 条第 4 項後段、第 9 条、第 10 条第 1 項、第 11 条から第 13 条まで、第 18 条、第 19 条若しくは第 23 条の規定に違反し、又はこれらの規定による申請書、届出書若しくは申告書(これらに添付した書類を含む。)に偽りの記載をした者</p> <p>(10) 正当な理由がなく第 24 条第 4 項後段の規定による義務を怠った者</p> <p>(11) 第 28 条の規定による資料の提出をせず、又は偽りの記載をした資料を提出した者</p> <p>2 詐欺その他不正の行為により使用料等を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料に処する。</p>

参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	上下水道課
個 票 I D	上下2008

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	過料
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町公共下水道条例第34条第2項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町公共下水道条例第34条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町公共下水道条例 (罰則)</p> <p>第34条 次の各号に掲げる者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第5条第5項の規定に違反して排水設備等の設置又は改築の工事を実施した者</p> <p>(2) 第7条第1項、第8項若しくは第10項又は第32条第1項の規定に違反した者</p> <p>(3) 第7条第2項の規定による申請書又は同条第8項若しくは第10項の規定による届出書に偽りの記載をした者</p> <p>(4) 第7条第7項ただし書の規定による命令に従わなかった者</p> <p>(5) 第32条第2項の規定による指示に従わなかった者</p> <p>(6) 第20条の規定による命令に従わなかった者</p> <p>(7) 第21条の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者</p> <p>(8) 第22条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>(9) 第5条第1項から第4項まで、第6条第1項、第8条第4項後段、第9条、第10条第1項、第11条から第13条まで、第18条、第19条若しくは第23条の規定に違反し、又はこれらの規定による申請書、届出書若しくは申告書(これらに添付した書類を含む。)に偽りの記載をした者</p> <p>(10) 正当な理由がなく第24条第4項後段の規定による義務を怠った者</p> <p>(11) 第28条の規定による資料の提出をせず、又は偽りの記載をした資料を提出した者</p> <p>2 詐欺その他不正の行為により使用料等を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p>

参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	上下水道課
個票ID	上下2009

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	両罰規定
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町公共下水道条例第 35 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町公共下水道条例第 35 条
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="radio"/> 川越町公共下水道条例 (両罰規定) 第 35 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前条の過料を科する。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	上下水道課
個 票 I D	上下 2 0 1 0

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	原状回復命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町公共下水道条例施行規程第 14 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町公共下水道条例施行規程第 14 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町公共下水道条例施行規程 (汚水ますの管理)</p> <p>第 14 条 汚水ますは、排水設備の使用者又は所有者が清潔を保ち、かつ、その設備の点検、取替、修繕に支障をきたすような工作物を設け、又は物件をおいてはならない。</p> <p>2 前項の規定に違反したときは、使用者又は所有者に原状回復を命じ、履行しないときは、町が施行してその費用を違反者から徴収することができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	上下水道課
個 票 I D	上下 2 0 1 1

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	督促手数料の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町公共下水道条例施行規程第 24 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町公共下水道条例施行規程第 24 条
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 川越町公共下水道条例施行規程 (使用料の督促) 第 24 条 使用料を納期限までに完納しない者があるときは、町長は督促状を発する。 2 前項の督促状を発した場合は、督促手数料を徴収する。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	上下水道課
個 票 I D	上下 2 0 1 2

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	排水設備掃除の命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町公共下水道条例施行規程第 28 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町公共下水道条例施行規程第 28 条
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 川越町公共下水道条例施行規程 (排水設備の掃除) 第 28 条 排水設備等は、使用者において毎月 1 回以上掃除して常に清潔にしなければならない。 2 町長が必要と認めたときは、前項のほか随時清掃を命ずることができる。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	上下水道課
個 票 I D	上下 2 0 1 3

< 処分の概要 >

許認可等の名称	工事指定業者の指定
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町公共下水道排水設備工事指定業者規程第 4 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町公共下水道排水設備工事指定業者規則第 3 条、第 4 条、第 5 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町公共下水道排水設備工事指定業者規程 (指定の申請)</p> <p>第 3 条 工事指定業者としての指定を受けようとするものは、川越町公共下水道排水設備工事指定業者指定申請書（様式第 1 号。以下「指定申請書」という。）を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 個人の場合は、住民票抄本、身分証明書、履歴書及び写真</p> <p>(2) 法人の場合は、商業登記事項証明書、定款の写し及び代表者に関する前号に定める書類</p> <p>(3) 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図</p> <p>(4) 専属する責任技術者名簿（様式第 2 号）、責任技術者証の写し及び雇用関係を証する書類</p> <p>(5) 排水設備工事の実施に必要な設備及び機材を有していることを証する所有機材調書（様式第 3 号）</p> <p>(6) 排水設備工事経歴書（様式第 4 号）</p> <p>(7) 個人の場合は、市町村税の納税証明書</p> <p>(8) 法人の場合は、法人税（国税・県税・市町村税）の納税証明書</p> <p>(9) 次条第 1 項第 4 号及び第 2 項に該当しないことの誓約書（様式第 5 号） (工事指定業者の指定)</p> <p>第 4 条 条例第 7 条第 1 項で規定する排水設備工事を施工することができるものは、次に掲げる要件に適合している工事業者とし、町長が工事指定業者として指定するものとする。</p> <p>(1) 責任技術者が 1 人以上専属していること。</p> <p>(2) 工事の施工に必要な設備及び機材を有していること。</p> <p>(3) 三重県（以下「県」という。）内に営業所があること。</p> <p>(4) 次に掲げる要件のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 工事業者（法人にあっては、代表者）が破産手続開始の決定を受けて復権</p>

	<p>を得ない者</p> <p>イ 工事業者（法人にあつては、代表者）が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない場合</p> <p>ウ 工事指定業者が、第10条第2項の規定により指定を取り消されてから2年を経過していない場合</p> <p>エ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>オ 法人であつて、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者がいる場合</p> <p>カ 工事業者が、その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合</p> <p>2 前項第4号ウの規定に該当する場合で、当該工事指定業者が法人であるときは、その代表者は、同号ウに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として工事指定業者の指定を受けることができない。</p> <p>（工事指定業者証）</p> <p>第5条 町長は、工事指定業者としての指定を行った工事業者に対し、川越町公共下水道排水設備工事指定業者証（様式第6号。以下「工事指定業者証」という。）を交付する。</p> <p>2 工事指定業者は、工事指定業者証を事務所等の内部に掲げなければならない。</p> <p>3 工事指定業者は、工事指定業者証及び工事指定業者表示板を毀損又は紛失したときは、直ちに川越町公共下水道排水設備工事指定業者証再交付申請書（様式第7号）を町長に提出して再交付を受けなければならない。</p> <p>4 工事指定業者は、第10条の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく町長に工事指定業者証を返納しなければならない。また、同条第2項により指定の効力を一時停止されたときは、その期間一時工事指定業者証を返納しなければならない。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □ 未設定</p> <p>30 日</p>
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	上下水道課
個 票 I D	上下 2 0 1 4

< 処分の概要 >

許認可等の名称	工事指定業者証の再交付
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町公共下水道排水設備工事指定業者規程第 5 条第 3 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町公共下水道排水設備工事指定業者規程第 5 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町公共下水道排水設備工事指定業者規則 （工事指定業者証）</p> <p>第 5 条 町長は、工事指定業者としての指定を行った工事業者に対し、川越町公共下水道排水設備工事指定業者証（様式第 6 号。以下「工事指定業者証」という。）を交付する。</p> <p>2 工事指定業者は、工事指定業者証を事務所等の内部に掲げなければならない。</p> <p>3 工事指定業者は、工事指定業者証を毀損又は紛失したときは、直ちに川越町公共下水道排水設備工事指定業者証再交付申請書（様式第 7 号）を町長に提出して再交付を受けなければならない。</p> <p>4 工事指定業者は、第 10 条の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく町長に工事指定業者証を返納しなければならない。また、同条第 2 項により指定の効力を一時停止されたときは、その期間一時工事指定業者証を返納しなければならない。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □ 未設定</p>
	3 0 日
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	上下水道課
個 票 I D	上下 2 0 1 5

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	指定の取消し等
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町公共下水道排水設備工事指定業者規程第 10 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町公共下水道排水設備工事指定業者規程第 10 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町公共下水道排水設備工事指定業者規程 (指定の取消し又は一時停止)</p> <p>第 10 条 町長は、工事指定業者から前条第 1 項の届出を受けたときは、指定を取り消さなければならない。</p> <p>2 町長は、工事指定業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は指定の効力を停止することができる。</p> <p>(1) 条例又はこの規程等に違反したとき。</p> <p>(2) 業務に関し、不誠実な行為があるなど、町長が工事指定業者として不適当と認めたとき。</p> <p>3 指定の取消し又は停止によって生ずる損害について、町はその責めを負わない。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	上下水道課
個 票 I D	上下 2 0 1 6

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	手数料の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町水道事業給水条例第 37 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町水道事業給水条例第 37 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町水道事業給水条例 (手数料)</p> <p>第 37 条 手数料は、次の各号の区別により申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、町長が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込後、徴収することができる。</p> <p>(1) 町長が給水工事の設計をするとき。 1 件につき 1,000 円</p> <p>(2) 指定給水装置工事事業者の登録をするとき。 1 件につき 14,000 円</p> <p>(3) 設計審査をするとき。 1 件につき 1,000 円</p> <p>(4) 工事の検査をするとき。 1 件につき 3,000 円</p> <p>(5) 私設消火栓の消防演習に立会いをするとき。 1 回につき 500 円</p> <p>(6) 第 40 条第 2 項の確認をするとき。 1 件につき 3,000 円</p> <p>(7) 開栓手数料 給水を開始するとき。 口径 40 ミリメートル以下 1 回につき 500 円 口径 50 ミリメートルを超えるもの 1 回につき 1,000 円</p> <p>(8) 各種証明手数料 1 件につき 200 円</p> <p>2 前項の手数料は、特別の理由のない限り還付しない。</p>

参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	上下水道課
個 票 I D	上下 2 0 1 7

< 処分の概要 >

許認可等の名称	料金、手数料等の減免
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町水道事業給水条例第 38 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町水道事業給水条例第 38 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 ○川越町水道事業給水条例 （料金、手数料等の軽減又は免除） 第 38 条 町長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によ って納付しなければならない料金、手数料、その他の費用を軽減し、又は免除す ることができる。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	6 0 日
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	上下水道課
個 票 I D	上下 2 0 1 8

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	過料
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町水道事業給水条例第 43 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町水道事業給水条例第 43 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○川越町水道事業給水条例 (過料)</p> <p>第 43 条 町長は、次の各号の一に該当する者に対し、5 万円以下の過料に処することができる。</p> <p>(1) 第 6 条の承認を受けないで、給水装置の新設、増設、変更、修繕(法第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去をした者</p> <p>(2) 正当な理由がなくて、第 23 条第 2 項のメーターの設置、第 31 条の使用水量の計量、第 39 条の検査又は第 41 条の給水の停止を拒み、又は妨げた者</p> <p>(3) 第 27 条第 1 項の給水装置の管理義務を著しく怠った者</p> <p>(4) 第 30 条の料金又は第 37 条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	上下水道課
個 票 I D	上下 2 0 1 9

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	過料
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	川越町水道事業給水条例第 44 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町水道事業給水条例第 44 条
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 ○川越町水道事業給水条例 (料金を免れた者に対する過料) 第 44 条 町長は、詐欺その他不正の行為によって第 30 条の料金又は第 37 条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額 (当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。) 以下の過料に処することができる。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
個 票 I D	生涯 2 0 0 1

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用料の徴収
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	川越町学校施設の利用に関する条例第 5 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町学校施設の利用に関する条例第 5 条、別表第 2、別表第 3
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 学校施設の使用について許可を受けた者は、許可と同時に川越町学校施設の利用に関する条例別表第 2 及び別表第 3 に定める使用料を前納しなければならない。ただし、やむを得ない事情により使用料を前納できないときは、教育委員会の承認を受けて使用後に納付することができる。 別表第 2 省略 別表第 3 省略
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
個 票 I D	生涯 2 0 0 2

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用料の減免
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	川越町学校施設の利用に関する条例第 6 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町学校施設の利用に関する条例第 6 条 川越町学校施設の利用に関する条例施行規則第 6 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 川越町学校施設の利用に関する条例第 6 条の規定により、使用料を減額し、又は免除することができる場合は、川越町学校施設の利用に関する条例施行規則第 2 条第 2 項による登録団体のうち、スポーツ少年団各単位団、F A G ジュニアクラブ、各地区老人会、各地区子ども育成会、子ども（中学生以下）クラブとする。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	即日
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
個 票 I D	生涯 2 0 0 3

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用料の還付
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	川越町学校施設の利用に関する条例第 7 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町学校施設の利用に関する条例第 7 条 川越町学校施設の利用に関する条例施行規則第 7 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、既納の使用料について、それぞれ下記に掲げる割合を乗じて得た額を還付することができる。</p> <p>(1) 使用者が、自己の責によらない理由で学校施設を使用できなくなったとき。→還付する割合 100 分の 100</p> <p>(2) 使用者が、使用日前 5 日までに使用許可の取消しを申し出た場合において、教育委員会が相当の理由があると認めたとき。→還付する割合 100 分の 50</p> <p>2 前項の規定により、使用料の還付を受けようとする者は、川越町学校施設使用料還付申請書（様式第 4 号）を教育委員会に提出しなければならない。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>6 0 日</p>
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
個 票 I D	生涯 2 0 0 4

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用許可の取消し等
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	川越町学校施設の利用に関する条例第9条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町学校施設の利用に関する条例第9条
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 教育委員会は、次の各号の一に該当するときは、使用の停止又は使用許可の取消し、若しくは使用許可の条件を変更することができる。 (1) 使用者が、この条例及び規則に違反したとき。 (2) 使用者が、使用許可の条件に違反したとき。 (3) その他教育委員会において特に必要があると認めたとき。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
個 票 I D	生涯 2 0 0 5

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用団体の登録
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	川越町学校施設の利用に関する条例施行規則第 2 条第 2 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町学校施設の利用に関する条例施行規則第 2 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1 川越町学校施設の利用に関する条例第 3 条の規定により学校施設の使用許可を受けようとする者は、あらかじめ川越町学校施設使用団体登録申請書（様式第 2 号）により、教育委員会に登録しなければならない。ただし、教育委員会が特に認めたものについては、この限りでない。</p> <p>2 登録の要件は、次のとおりとする。</p> <p>① 団体構成メンバーが 5 人以上かつ 7 0 % 以上が町内在住者又は町内在勤者であること。</p> <p>② 団体構成メンバーは原則として「スポーツ安全保険」等に加入していること。</p> <p>③ 子ども（中学生以下）クラブの場合は、代表者及び指導者が川越町内在住または在勤者であること。</p>
	参 考 資 料
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>4 5 日（年度切り替え時期）、7 日（随時）</p>
	備 考

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
個 票 I D	生涯 2 0 0 6

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	登録の取消し
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	川越町学校施設の利用に関する条例施行規則第 3 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町学校施設の利用に関する条例施行規則第 3 条
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 教育委員会は、登録団体が次の各号の一に該当したときは、登録を取り消すものとする。 (1) 虚偽の申請に基づいて登録した事実を発見したとき。 (2) 条例に規定する以外の目的で施設を使用したとき。 (3) その他団体として不適格な行為があったとき。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
個 票 I D	生涯 2 0 0 7

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用の許可
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	川越町教育センター条例第 4 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町教育センター条例第 4 条、第 5 条 川越町教育センター条例施行規則第 6 条、第 7 条 川越町暴力団排除条例第 9 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 センターを使用しようとする者は、川越町教育センター使用許可申請書（様式第 1 号）により教育委員会に申請し、許可を受けなければならない。 2 教育委員会は、施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。 3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を許可しない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) 管理上、支障があると認められるとき。 (3) その他、使用が不相当と認められるとき。 4 第 1 項の受付期間は、使用しようとする日の属する月の 3 か月前の初日から受け付ける。 5 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、前項に定める期間前においても受付できるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 川越町及び教育委員会が主催する行事に使用するとき。 (2) その他教育委員会が必要であると認めるとき。 6 第 1 項に規定する申請書の受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。ただし、休館日は受け付けない。 7 使用許可は、申請の順序とする。 <p>教育センターの利用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。</p>
参 考 資 料	

標準処理期間	■設定 □未設定
	即日
備考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
個 票 I D	生涯 2 0 0 8

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用の許可の取消し等
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	川越町教育センター条例第 7 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町教育センター条例第 7 条 川越町暴力団排除条例第 9 条
処 分 基 準	<p>■設定 <input type="checkbox"/>未設定</p> <p>1 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可の取消し又は使用の停止、若しくは使用の許可の条件を変更することができる。</p> <p>(1) 虚偽その他不正な手段により使用の許可を受けたとき。</p> <p>(2) この条例及びこれに基づく規則等の規定に違反したとき。</p> <p>(3) 緊急やむを得ない理由により、教育委員会が特に必要と認めたとき。</p> <p>2 使用者が、前項の規定により損害を受けることがあっても教育委員会は、その補償の責任を負わない。</p> <p>3 教育センターの利用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
個 票 I D	生涯 2 0 0 9

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用料の徴収
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	川越町教育センター条例第 8 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町教育センター条例第 8 条、別表第 1、別表第 2 川越町教育センター条例施行規則第 9 条第 3 項、第 10 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1 川越町教育センター条例第 4 条第 1 項の許可を受けた者は、使用の許可と同時に、別表第 1 及び別表第 2 に定める額の使用料を納付しなければならない。ただし、別表第 2 に掲げる附属設備の使用料、冷暖房使用料及び時間超過使用料は、使用の終了までに納付するものとする。</p> <p>2 使用料は前納とする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>別表第 1 省略 別表第 2 省略</p> <p>3 川越町教育センター使用変更（取消）許可書（様式第 4 号）により、使用の変更を許可された場合において、既納の使用料の額が変更後の使用料の額に対して不足を生じるときは、使用者は、直ちに当該不足額を納付しなければならない。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
個 票 I D	生涯 2 0 1 0

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用料の還付
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	川越町教育センター条例第 8 条第 3 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町教育センター条例第 8 条 川越町教育センター条例施行規則第 11 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1 納付した使用料は還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、それぞれ下記に掲げる割合を乗じて得た額を還付することができる。</p> <p>(1) 災害等特別の事由により、使用者の責めによらない場合において使用できなかったとき 10 割</p> <p>(2) 使用者が使用日の前 7 日以前に使用許可の取消しを申請し、許可されたとき 5 割</p> <p>2 使用者が川越町教育センター条例施行規則第 9 条第 2 項の規定により、使用の変更又は取消しを許可された場合において、既納使用料に過納金を生じたときは、これを還付するものとする。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p>
	6 0 日
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
個 票 I D	生涯 2 0 1 1

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用料の減免
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	川越町教育センター条例第 9 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町教育センター条例第 9 条 川越町教育センター条例施行規則第 12 条、別表
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 川越町教育センター条例第 9 条の規定により、公益その他特別の理由があると認め、使用料を減免することができる場合は、次のとおりとする。 使用料減免基準（減免率） ① 町又は町教育委員会の主催により使用する場合（100 パーセント） ② 町内の保育所、幼稚園、小・中学校、高等学校等が教育の一環として使用する場合（100 パーセント） ③ 国、県、及び県教育委員会が教育に関する主催事業により使用する場合（100 パーセント） ④ その他、教育委員会が教育の振興及び公益上特に、必要があると認める場合（100 パーセント又は 50 パーセント） 例) 教育センター優先使用団体として登録した、スポーツ少年団各単位団、FAG ジュニアクラブ、各地区老人会、各地区子ども育成会、子ども（中学生以下）クラブ（施設優先使用登録団体制説明会資料 2 参照） 100 パーセント
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	即日
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
個 票 I D	生涯 2 0 1 2

< 処分の概要 >

許認可等の名称	特別の設備の許可
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	川越町教育センター条例第 12 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町教育センター条例第 4 条、第 12 条 川越町教育センター条例施行規則第 6 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 1 使用者は、特別の設備又は器具を搬入しようとするときは、川越町教育センター使用許可申請書（様式第 1 号）により教育委員会の許可を受けなければならない。 2 教育委員会は、施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	即日
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
個 票 I D	生涯 2 0 1 3

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用の変更等
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	川越町教育センター条例施行規則第 9 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町教育センター条例第 4 条、第 5 条 川越町教育センター条例施行規則第 9 条 川越町暴力団排除条例第 9 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1 使用者は、川越町教育センター使用許可書（様式第 2 号）に記載された事項を変更（使用日、使用時間区分及び使用施設の変更を除く。）し、又は施設の使用を取り消そう（使用日、使用時間区分及び使用施設の変更を含む。）とするときは、川越町教育センター使用変更（取消）許可申請書（様式第 3 号）に許可書を添えて教育委員会に申請し、許可を受けなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。</p> <p>3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、変更を許可しない。</p> <p>（1） 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>（2） 管理上、支障があると認められるとき。</p> <p>（3） その他、使用が不相当と認められるとき。</p> <p>4 教育センターの利用が、暴力団を利用することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>即日</p>
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
個 票 I D	生涯 2 0 1 4

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用の許可
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	川越町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例第 4 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例第 4 条、第 5 条 川越町立公民館の設置、管理及び職員に関する規則第 4 条、第 5 条 川越町暴力団排除条例第 9 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1 公民館の施設又は設備を使用しようとする者は、使用日から数えて 5 日前までに公民館使用許可申請書（様式第 1 号）を館長に提出し、教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 前条の規定による申請は、使用日の属する月の 1 月前までは受理しない。ただし、教育委員会が必要と認めた場合は、この限りではない。また、使用日の属する月の前月 1 日から 10 日までは、中央公民館優先使用団体として登録した団体の申請に限り受理し、その他の申請は 11 日以降とする。（施設優先使用登録団体制説明会資料「川越町中央公民館使用について」 4 参照）</p> <p>3 教育委員会は管理上必要があると認めるときは、第 1 項の許可について必要な条件をつけることができる。</p> <p>4 教育委員会は、次の各号の一に該当するときは使用を許可してはならない。</p> <p>（1）社会教育法第 23 条の規定に違反すると認められるとき。</p> <p>（2）公安、風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>（3）施設、設備を損傷するおそれがあるとき。</p> <p>（4）その他教育委員会が不相当と認めるとき。</p> <p>5 使用の許可は、申請の順序により行うものとする。ただし、教育委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。</p> <p>6 公民館の利用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定

	即日
備考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
個 票 I D	生涯 2 0 1 5

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用料の徴収
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	川越町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例第 6 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例第 6 条、別表
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 公民館を使用しようとする者は、公民館の使用の許可を受ける際、川越町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例別表に定める額の使用料を納入しなければならない。 別表 省略
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
個 票 I D	生涯 2 0 1 6

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用料の減免
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	川越町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例第 7 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例第 7 条 川越町立公民館の設置、管理及び職員に関する規則第 6 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 川越町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例第 7 条の規定により、使用料を減額し、又は免除することができる場合は次に掲げるとおりとする。 (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による扶助を受けている者が使用するとき。 (2) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に定める身体障害者が使用するとき。 (3) そのほか特に教育長が必要と認めたとき。 例) 中央公民館優先使用団体として登録した、スポーツ少年団各単位団、FAG ジュニアクラブ、各地区老人会、各地区子ども育成会、子ども（中学生以下）クラブ（施設優先使用登録団体制説明会資料 2 参照）
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	即日
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
個 票 I D	生涯 2 0 1 7

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用料の還付
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	川越町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例第 8 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例第 8 条 川越町立公民館の設置、管理及び職員に関する規則第 7 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>既に納入された使用料は、還付しない。ただし、特別の事情がある場合は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>使用料を返還することができる場合は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 非常災害その他使用者の責に帰することができない理由により使用できなくなったとき。</p> <p>(2) 使用開始前 5 日前までに使用の取消しを申し出たとき。</p> <p>(3) 教育長がその他相当の理由があると認めたとき。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>6 0 日</p>
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
個 票 I D	生涯 2 0 1 8

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用の取消し
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	川越町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例第 9 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例第 9 条 川越町暴力団排除条例第 9 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1 教育委員会は、使用者が次の各号の一に該当するときは使用を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用条件を変更することができる。</p> <p>(1) 使用許可の申請に偽りがあったとき。</p> <p>(2) 使用許可に付された条件に違反したとき。</p> <p>(3) 次のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>① 社会教育法第 23 条の規定に違反すると認められるとき。</p> <p>② 公安、風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>③ 施設、設備を損傷するおそれがあるとき。</p> <p>④ その他教育委員会が不相当と認めるとき。</p> <p>(4) 公民館の運営上施設又は設備を必要とするとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか法令、条例、規則等に違反し、又は係員の指示に違反し、使用上遵守すべき事項に違反したとき。</p> <p>公民館の利用が、暴力団を利用することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与

備 考	
--------	--

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
個 票 I D	生涯 2 0 1 9

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用の許可
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	川越町運動施設の設置及び管理に関する条例第 5 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町運動施設の設置及び管理に関する条例第 5 条、第 6 条 川越町運動施設の設置及び管理に関する規則第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条 川越町暴力団排除条例第 9 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1 運動施設を使用しようとする者は、専用使用の場合にあっては川越町運動施設使用許可申請書（様式第 1 号）により、個人使用の場合にあっては口頭で、あらかじめ教育委員会に申請し、許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、申請事項の変更について、これを準用する。</p> <p>3 第 1 項の規定による申請は、使用日の属する月の 1 月前までは受理しない。ただし、教育委員会が必要と認めた場合は、この限りではない。また、使用日の属する月の前月 1 日から 10 日までは、運動施設優先使用団体として登録した団体の申請に限り受理し、その他の申請は 11 日以降とする。（施設優先使用登録団体制説明会資料「川越町運動施設使用について」 2 参照）</p> <p>4 教育委員会は、第 1 項の許可に際し、管理上必要な条件を付けることができる。</p> <p>5 教育委員会は、次の各号の一に該当するときは、運動施設の使用を許可しない。</p> <p>(1) 公安、風俗その他公益を害するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 施設又はその附属設備等を棄損するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) 管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(4) その他教育委員会において適当でないと認めるとき。</p> <p>6 使用期間が引き続き 5 日以上にわたるときは、使用を許可しない。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>7 使用の許可は、申込みの順位によるものとする。ただし、教育委員会において必要があると認めるときは、他の方法によることができる。</p> <p>8 運動施設の利用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。</p>

参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	即日
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
個 票 I D	生涯 2 0 2 0

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用料の徴収
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	川越町運動施設の設置及び管理に関する条例第 7 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町運動施設の設置及び管理に関する条例第 7 条、別表第 2
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 運動施設の使用について許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可と同時に川越町運動施設の設置及び管理に関する条例別表第 2 に定める使用料を前納しなければならない。ただし、やむを得ない事情により使用料を前納できないときは、教育委員会の承認を受けて使用後に納付することができる。 別表第 2 省略
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
個 票 I D	生涯 2 0 2 1

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	設備器具等の使用料の徴収
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	川越町運動施設の設置及び管理に関する条例第 7 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町運動施設の設置及び管理に関する条例第 7 条 川越町運動施設の設置及び管理に関する規則第 9 条の 2、別表
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 運動施設の使用者から申出のあったときは、運動施設の設備器具又は備付物品を川越町運動施設の設置及び管理に関する規則別表に定める使用料を徴収して使用させることができる。この場合の使用料は、許可と同時に前納しなければならない。ただし、やむを得ない事情により使用料を前納できないときは、教育委員会の承認を受けて使用後に納付することができる。 別表 省略
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
個 票 I D	生涯 2 0 2 2

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用料の減免
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	川越町運動施設の設置及び管理に関する条例第 8 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町運動施設の設置及び管理に関する条例第 8 条 川越町運動施設の設置及び管理に関する規則第 9 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>川越町運動施設の設置及び管理に関する条例第 8 条の規定により、使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による扶助を受けている者が使用するとき。</p> <p>(2) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に定める身体障害者が使用するとき。</p> <p>(3) そのほか特に教育長が必要と認めたとき。</p> <p>例) 運動施設優先使用団体として登録した、スポーツ少年団各単位団、FAG ジュニアクラブ、各地区老人会、各地区子ども育成会、子ども（中学生以下）クラブ（施設優先使用登録団体制説明会資料 2 参照）</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>即日</p>
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
個 票 I D	生涯 2 0 2 3

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用料の還付
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	川越町運動施設の設置及び管理に関する条例第 9 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町運動施設の設置及び管理に関する条例第 9 条 川越町運動施設の設置及び管理に関する規則第 10 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、既納の使用料について、それぞれ下記に掲げる割合を乗じて得た額を還付することができる。</p> <p>(1) 使用者が、自己の責によらない理由で運動施設を使用できなくなったとき。→還付する割合 100 分の 100</p> <p>(2) 使用者が、使用日前 5 日までに使用許可の取消しを申し出た場合において、教育委員会が相当の理由があると認めたとき。→還付する割合 100 分の 50</p> <p>2 前項の規定により、使用料の還付を受けようとする者は、川越町運動施設使用料還付申請書（様式第 3 号）を教育委員会に提出しなければならない。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>6 0 日</p>
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
個 票 I D	生涯 2 0 2 4

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用許可の取消し等
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	川越町運動施設の設置及び管理に関する条例第 11 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町運動施設の設置及び管理に関する条例第 11 条 川越町暴力団排除条例第 9 条
処 分 基 準	<p>■設定 <input type="checkbox"/>未設定</p> <p>1 教育委員会は、次の各号の一に該当するときは、使用の条件を変更し、又は使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 使用者が、川越町運動施設の設置及び管理に関する条例及び規則に違反したとき。</p> <p>(2) 使用者が、使用許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) その他教育委員会において特に必要があると認めるとき。</p> <p>2 運動施設の利用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
個 票 I D	生涯 2 0 2 6

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用の許可
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	川越町あいあいホール条例第 4 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町あいあいホール条例第 4 条、第 5 条 川越町あいあいホール条例施行規則第 6 条、第 7 条 川越町暴力団排除条例第 9 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 あいあいホールを使用しようとする者は、川越町あいあいホール使用許可申請書（様式第 1 号）により教育委員会の許可を受けなければならない。 2 教育委員会は、施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。 3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を許可しない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) 管理上、支障があると認められるとき。 (3) その他、使用が不相当と認められるとき。 4 第 1 項の受付期間は、次の各号に掲げるとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) ホール及び楽屋 使用日の属する月の 6 か月前の初日から受け付ける。 (2) リハーサル室 使用日の属する月の 3 か月前の初日から受け付ける。ただし、ホール及び楽屋と同時に使用するときは、前号によるものとする。 5 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、前項に定める期間前においても受付できるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 川越町及び教育委員会が主催する行事に使用するとき。 (2) その他教育委員会が必要であると認めるとき。 6 第 1 項に規定する申請書の受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。ただし、休館日は受け付けない。 7 使用許可は、申請の順序とする。 8 あいあいホールの利用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。

参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	即日
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
個 票 I D	生涯 2 0 2 5

< 処分の概要 >

許認可等の名称	特別の設備の許可
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	川越町運動施設の設置及び管理に関する条例第 12 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町運動施設の設置及び管理に関する条例第 5 条、第 12 条 川越町運動施設の設置及び管理に関する規則第 3 条、第 13 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 1 使用者は、運動施設に特別の設備をしようとするときは、川越町運動施設使用許可申請書（様式第 1 号）により、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。 2 教育委員会は、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付けることができる。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	即日
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
個 票 I D	生涯 2 0 2 7

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用の許可事項の変更
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	川越町あいあいホール条例第 4 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町あいあいホール条例第 4 条、第 5 条 川越町あいあいホール条例施行規則第 9 条 川越町暴力団排除条例第 9 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1 使用者は、川越町あいあいホール使用許可書（様式第 2 号）に記載された事項を変更（使用日、使用時間区分及び使用施設の変更を除く。）し、又は施設の使用を取り消そう（使用日、使用時間区分及び使用施設の変更を含む。）とするときは、川越町あいあいホール使用変更（取消）許可申請書（様式第 3 号）に許可書を添えて教育委員会に申請し、許可を受けなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。</p> <p>3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、変更を許可しない。</p> <p>（1） 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>（2） 管理上、支障があると認められるとき。</p> <p>（3） その他、使用が不相当と認められるとき。</p> <p>4 教育センターの利用が、暴力団を利用することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>即日</p>
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
個 票 I D	生涯 2 0 2 8

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用の許可の取消し等
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	川越町あいあいホール条例第 7 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町あいあいホール条例第 7 条 川越町暴力団排除条例第 9 条
処 分 基 準	<p>■設定 <input type="checkbox"/>未設定</p> <p>1 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可の取消し又は使用の停止、若しくは使用の許可の条件を変更することができる。</p> <p>(1) 虚偽その他不正な手段により使用の許可を受けたとき。</p> <p>(2) この条例及びこれに基づく規則等の規定に違反したとき。</p> <p>(3) 緊急やむを得ない理由により、教育委員会が特に必要と認めたとき。</p> <p>2 使用者が、前項の規定により損害を受けることがあっても教育委員会は、その補償の責任を負わない。</p> <p>あいあいホールの利用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
個 票 I D	生涯 2 0 2 9

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用料の徴収
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	川越町あいあいホール条例第 10 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	川越町あいあいホール条例第 10 条、別表第 1、別表第 2 川越町あいあいホール条例施行規則第 9 条第 3 項、第 10 条
処 分 基 準	<p>■設定 <input type="checkbox"/>未設定</p> <p>1 川越町あいあいホール条例第 4 条第 1 項の許可を受けた者は、使用の許可と同時に別表第 1 及び別表第 2 に定める額の使用料を納付しなければならない。ただし、別表第 2 に掲げる附属設備の使用料、冷暖房使用料及び時間超過使用料は、使用の終了までに納付するものとする。</p> <p>2 使用料は前納とする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>別表第 1 省略 別表第 2 省略</p> <p>3 川越町あいあいホール使用変更（取消）許可書（様式第 4 号）により、使用の変更を許可された場合において、既納の使用料の額が変更後の使用料の額に対して不足を生じるときは、使用者は、直ちに当該不足額を納付しなければならない。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
個 票 I D	生涯 2 0 3 0

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用料の還付
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	川越町あいあいホール条例第 10 条第 3 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町あいあいホール条例第 10 条 川越町あいあいホール条例施行規則第 11 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 1 納付した使用料は還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、それぞれ下記に掲げる割合を乗じて得た額を還付することができる。 (1) 災害等特別の事由により、使用者の責めによらない場合において使用できなかったとき 10 割 (2) ホールは使用日の 1 か月前までに、その他の施設は使用日の 7 日前までに、使用者が使用許可の取消しを申請し、許可されたとき 5 割 2 使用者が川越町あいあいホール条例施行規則第 9 条第 2 項の規定により、使用の変更又は取消しを許可された場合において、既納使用料に過納金を生じたときは、これを還付するものとする。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	6 0 日
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
個 票 I D	生涯 2 0 3 1

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用料の減免
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	川越町あいあいホール条例第 11 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町あいあいホール条例第 11 条 川越町あいあいホール条例施行規則第 12 条、別表
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 川越町あいあいホール条例第 11 条の規定により、公益その他特別の理由があると認め、使用料を減免することができる場合は、次のとおりとする。 使用料減免基準（減免率） ① 町又は町教育委員会の主催により使用する場合（100 パーセント） ② 町内の保育所、幼稚園、小・中学校、高等学校等が文化の一環として使用する場合（100 パーセント） ③ 国、県、及び県教育委員会が文化に関する主催事業により使用する場合（100 パーセント） ④ その他、教育委員会が文化の振興及び公益上特に、必要があると認める場合（100 パーセント又は 50 パーセント）
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	即日
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
個 票 I D	生涯 2 0 3 2

< 処分の概要 >

許認可等の名称	特別の設備の許可
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	川越町あいあいホール条例第 14 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町あいあいホール条例第 4 条、第 14 条 川越町あいあいホール条例施行規則第 6 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 1 使用者は、特別の設備又は器具を搬入しようとするときは、川越町あいあいホール使用許可申請書（様式第 1 号）により教育委員会の許可を受けなければならない。 2 教育委員会は、施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	即日
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
個 票 I D	生涯 2 0 3 3

< 処分の概要 >

許認可等の名称	文化財の指定
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	川越町文化財保護条例施行規則第 3 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町文化財保護条例施行規則第 2 条、第 3 条、第 4 条
審 査 基 準	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定
	未設定理由：将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であ って、あらかじめ審査基準を設定することは困難。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
個 票 I D	生涯 2 0 3 4

< 処分の概要 >

許認可等の名称	現状変更の許可
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	川越町文化財保護条例施行規則第 13 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	川越町文化財保護条例施行規則第 13 条
審 査 基 準	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定
	未設定理由：将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であ って、あらかじめ審査基準を設定することは困難。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定
備 考	

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
個 票 I D	生涯 2 0 3 5

< 処分の概要 >

許認可等の名称	県指定有形文化財の現状変更等の許可
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	三重県文化財保護条例第 16 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	三重県文化財保護条例第 16 条 三重県文化財保護条例施行規則第 7 条
審 査 基 準	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定
	未設定理由：将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であ って、あらかじめ審査基準を設定することは困難。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定
備 考	三重県文化財保護条例施行規則別表第 1 による権限移譲

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
個 票 I D	生涯 2 0 3 6

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	県指定有形文化財の現状変更等の取消し等
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	三重県文化財保護条例第 16 条第 4 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	三重県文化財保護条例第 16 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○三重県文化財保護条例 (現状変更等の制限)</p> <p>第十六条 県指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。</p> <p>3 教育委員会は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。</p> <p>5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を付けられたことによつて損失を受けた者に対しては、県は、その通常生ずべき損失を補償する。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与

備 考	三重県文化財保護条例施行規則別表第1による権限移譲
--------	---------------------------

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
個 票 I D	生涯 2 0 3 7

< 処分の概要 >

許認可等の名称	県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	三重県文化財保護条例第 39 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	三重県文化財保護条例第 39 条 三重県文化財保護条例施行規則第 25 条
審 査 基 準	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定
	未設定理由：将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であ って、あらかじめ審査基準を設定することは困難。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定
備 考	三重県文化財保護条例施行規則別表第 1 による権限移譲

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
個 票 I D	生涯 2 0 3 8

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等の取消し等 (第 16 条第 4 項準用)
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	三重県文化財保護条例第 39 条第 3 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	三重県文化財保護条例第 16 条、第 39 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○三重県文化財保護条例 (現状変更等の制限)</p> <p>第十六条 県指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。</p> <p>3 教育委員会は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、教育委員会は許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。</p> <p>5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を付けられたことによつて損失を受けた者に対しては、県は、その通常生ずべき損失を補償する。 (現状変更等の制限)</p> <p>第三十九条 県指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、</p>

	<p>この限りでない。</p> <p>2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。</p> <p>3 第一項の規定による許可を与える場合は、第十六条第三項及び第四項の規定を準用する。</p> <p>4 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は前項で準用する第十六条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、県は、その通常生ずべき損失を補償する。</p>
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	弁明の機会の付与
備 考	三重県文化財保護条例施行規則別表第1による権限移譲

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（川越町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	議会事務局
個 票 I D	議会 2 0 0 1

< 処分の概要 >

許認可等の名称	登録の申請
処 分 権 者	公平委員会
根 拠 規 定	職員団体の登録に関する条例第 2 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	職員団体の登録に関する条例第 2 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○職員団体の登録に関する条例 （登録の申請）</p> <p>第 2 条 職員団体が公平委員会に登録を申請する場合には、その代表者を通じて次の各号に掲げる事項を記載した正副 2 通の申請書にそれぞれ規約を添付して、提出しなければならない。</p> <p>（1） 理事その他の役員の氏名、住所及び職名（職員でない者にあつてはその職業）</p> <p>（2） 全ての事務所の所在地</p> <p>（3） 連合体である職員団体にあつては、その構成団体の名称</p> <p>2 前項の規定による申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>（1） 規約の作成又は変更、役員選挙その他これらに準ずる重要な行為が、法第 53 条第 3 項の規定に従い決定されたこと、並びにその投票の日、場所及び結果を証明する書類</p> <p>（2） 当該職員団体の組織が法第 53 条第 4 項の規定に適合していることを証明する書類</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p>
	3 0 日以内
備 考	

不利益処分 / 処分基準 個票 (川越町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	議会事務局
個 票 I D	議会 2 0 0 2

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	登録の効力停止及び取消し
処 分 権 者	公平委員会
根 拠 規 定	職員団体の登録に関する条例第 5 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	職員団体の登録に関する条例第 5 条
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 職員団体の登録に関する条例 (登録の効力停止及び取消しの通知) 第 5 条 公平委員会は、法第 53 条第 6 項の規定により職員団体の登録の効力を停止し、又は登録を取り消すときは、その旨を記載した書面をもって当該職員団体に通知しなければならない。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	登録取消しの場合は、聴聞
備 考	